

日南町第2回定例28年3月2日

日南町告示第4号
平成28年第2回日南町議会定例会を次のとおり招集する。
平成28年2月24日

日南町長 増 原 聡

記

招集年月日 平成28年3月2日
招集場所 日南町役場庁舎 議場

○開会日に応招した議員

足古大近久村	羽都西藤代上	勝 仁安正	覚人保志敏広君君君君君君	恵比奈礼子君 山本倉木田君 坪荒福君 福君	比奈礼子君 本倉木田君	昭幸博稔君 君君君君君
--------	--------	-------	--------------	--------------------------------	----------------	----------------

○応招しなかった議員
なし

平成28年 第2回(定例)日南町議会 会議録(第1日)
平成28年3月2日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成28年3月2日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長施政方針説明
- 日程第4 議案第2号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について
- 日程第5 議案第3号 鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約の締結に関する協議について
- 日程第6 議案第4号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について
- 日程第7 議案第5号 町道の路線変更について
- 日程第8 議案第6号 工事請負契約の変更について(日南町総合文化センター空調設備等改修工事)
- 日程第9 議案第7号 工事請負契約の変更について(道の駅にちなんA・B棟新築工事)
- 日程第10 議案第8号 工事請負契約の変更について(道の駅にちなんC棟新築工事)
- 日程第11 議案第9号 工事請負契約の変更について(道の駅にちなんD棟新築工事)
- 日程第12 議案第10号 日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第13 議案第11号 日南町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第14 議案第12号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 日南町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 道の駅にちなん日野川の郷の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第17号 日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 日南町情報公開条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 日南町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

日南町第2回定例28年3月2日

条例の一部改正について

日程第24	議案第22号	日南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
日程第25	議案第23号	日南町手数料条例の一部改正について
日程第26	議案第24号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の一部改正について
日程第27	議案第25号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部改正について
日程第28	議案第26号	平成27年度日南町一般会計補正予算(第7号)
日程第29	議案第27号	平成27年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第30	議案第28号	平成27年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第31	議案第29号	平成27年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第32	議案第30号	平成27年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第33	議案第31号	平成27年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
日程第34	議案第32号	平成27年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算(第3号)
日程第35	議案第33号	平成27年度日南町病院事業会計補正予算(第3号)
日程第36	議案第34号	平成28年度日南町一般会計予算
日程第37	議案第35号	平成28年度日南町国民健康保険特別会計予算
日程第38	議案第36号	平成28年度日南町簡易水道事業特別会計予算
日程第39	議案第37号	平成28年度日南町農業集落排水事業特別会計予算
日程第40	議案第38号	平成28年度日南町介護保険特別会計予算
日程第41	議案第39号	平成28年度日南町介護サービス事業特別会計予算
日程第42	議案第40号	平成28年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第43	議案第41号	平成28年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
日程第44	議案第42号	平成28年度日南町病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	町長施政方針説明	
日程第4	議案第2号	鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について
日程第5	議案第3号	鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約の締結に関する協議について
日程第6	議案第4号	鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について
日程第7	議案第5号	町道の路線変更について
日程第8	議案第6号	工事請負契約の変更について(日南町総合文化センター空調設備等改修工事)
日程第9	議案第7号	工事請負契約の変更について(道の駅にちなんA・B棟新築工事)
日程第10	議案第8号	工事請負契約の変更について(道の駅にちなんC棟新築工事)
日程第11	議案第9号	工事請負契約の変更について(道の駅にちなんD棟新築工事)
日程第12	議案第10号	日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
日程第13	議案第11号	日南町過疎地域自立促進計画の策定について
日程第14	議案第12号	日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第13号	日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第14号	日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第15号	日南町職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第18	議案第16号	道の駅にちなん日野川の郷の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第19	議案第17号	日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
日程第20	議案第18号	日南町情報公開条例の一部改正について
日程第21	議案第19号	日南町個人情報保護条例の一部改正について
日程第22	議案第20号	日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第23	議案第21号	日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

日南町第2回定例28年3月2日

条例の一部改正について

日程第24	議案第22号	日南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
日程第25	議案第23号	日南町手数料条例の一部改正について
日程第26	議案第24号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の一部改正について
日程第27	議案第25号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部改正について
日程第28	議案第26号	平成27年度日南町一般会計補正予算(第7号)
日程第29	議案第27号	平成27年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第30	議案第28号	平成27年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第31	議案第29号	平成27年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第32	議案第30号	平成27年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第33	議案第31号	平成27年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
日程第34	議案第32号	平成27年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算(第3号)
日程第35	議案第33号	平成27年度日南町病院事業会計補正予算(第3号)
日程第36	議案第34号	平成28年度日南町一般会計予算
日程第37	議案第35号	平成28年度日南町国民健康保険特別会計予算
日程第38	議案第36号	平成28年度日南町簡易水道事業特別会計予算
日程第39	議案第37号	平成28年度日南町農業集落排水事業特別会計予算
日程第40	議案第38号	平成28年度日南町介護保険特別会計予算
日程第41	議案第39号	平成28年度日南町介護サービス事業特別会計予算
日程第42	議案第40号	平成28年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第43	議案第41号	平成28年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
日程第44	議案第42号	平成28年度日南町病院事業会計予算

出席議員(11名)

1番	足古大	羽都西	勝	出覚君	2番	惠比奈	礼子	君
4番	近久村	藤代上	仁安	人君	5番	山本	芳勝	昭君
6番				保君	7番	坪倉		幸君
8番				志君	9番	荒木		博君
10番				敏君	11番	福		稔君
12番				広君				

欠席議員(なし)

欠員(1名)

局長 岩崎 昭男 事務局出席職員職氏名 書記 佐伯 晋介君

町長 増丸 原山 聡君 説明のため出席した者の職氏名 副町長 中 村 英 明君
 教育長 丸 山 悟君 副町長 高 見 正 司君
 企画課長 木 下 順 久君 総務課長 中 高 黒 司君
 住民課長 久 城 順 敏君 教育次長 高 黒 中 久君
 農林課長 青 葉 隆 誠 也君 病院事業管理者 中 古 見 皆 政君
 建設課長 財 原 誠 也君 病院事務部長 中 古 梅 聡君
 保育園長 田 辺 陽 積君 福祉保健課長 古 梅 千 恵君
 地方創生専門監 山 中 慎 一君 会計管理者 花 倉 幸 江君

午前9時20分開会

○議長(村上 正広君) おはようございます。
 ただいまの出席は11名であります。定足数に達していますので、平成28年第2回日南町議会定例会を開会いたします。
 直ちに本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
 次に、議員辞職の報告をいたします。

日南町第2回定例28年3月2日

議席番号3番の藤原泰則議員から、去る2月29日付をもって、自己都合により議員を辞職したい旨の願いが提出されました。閉会中でありましたので、同日付をもって地方自治法第126条及び会議規則第99条第2項の規定により、これを許可しましたので報告いたします。

当分の間は11人で議会活動を行うこととなりますが、議会機能を十分に発揮されるとともに、議員各位にはどうか一層の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、本定例会に出席を求めた者は、タブレットの報告ファイルの3ページの報告書のとおりであります。

本町の監査委員から、平成28年2月17日付で、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。タブレット4ページから10ページのとおり報告をいたします。

また、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査が実施され、平成28年2月22日付で、同法同条第9項の規定により監査結果について報告がありました。11ページから14ページのとおり報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村上 正広君）日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、6番、大西保議員、7番、坪倉勝幸議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（村上 正広君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、さきに議会運営委員会に諮問し、答申を得ていますが、その会期は、本日3月2日から3月23日までの22日間です。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日3月2日から3月23日までの22日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月23日までの22日間に決定をいたしました。

つきましては、今期定例会の運営について、格別の御協力をお願いをいたします。

日程第3 町長施政方針説明

○議長（村上 正広君）タブレット、議案ファイル1ページをお開きください。

日程第3、平成28年度の施政方針について、増原町長より説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）平成28年度施政方針を述べさせていただきます。

議員各位、町民の皆様には、平素から日南町政運営に御支援をいただき、心から感謝を申し上げます。

本日ここに、平成28年度に臨む私の所信及び町政の基本方針を申し上げ、議員各位及び町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

また、議会の冒頭ではありますが、ことし1月に発生した雪害により亡くなられた方々、けがを負われた方々に対しまして、高段からではありますが哀悼とお見舞いを申し上げます。

初めに、国内外の動きでございます。

世界では不幸にも多くの紛争やテロリズムが横行し、我が国を取り巻く状況でも、領土問題や北朝鮮の核実験、弾道ミサイルの発射など予断を許さない状況にあります。世界経済でも移民の流入や中国等の新興国経済の低迷、TPPの条約批准など、その影響は日本だけでなく日南町にも及んできております。その中で我が国では、雇用や所得状況の改善傾向など緩やかな経済の回復基調が続いていましたが、世界的経済低迷、金融危機の中で、日本銀行のマイナス金利政策に起因する国債や貯蓄金利の変動、株価の乱高下、円高基調、年金に対する不安から買い控えの傾向にあり、地域経済においても、消費回復のばらつき、人口減少の進行など、地域を取り巻く環境は依然厳しい状況が続くと見られます。

国における地方財政の対策は、国庫支出金を見直し地方創生予算へ重点化を行うことにより、新型交付金を新設、活用し、地方創生の深化を図ることとしております。また、地方交付税については、頑張る地方自治体を支援する算定を強化、推進する中、地方の一般

日南町第2回定例28年3月2日

財源総額は、平成30年度まで平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしました。しかし一方では、地方交付税概算要求額16.4兆円には、平成26年度予算額と比較してマイナス2.0%、3,282億円の減額となっており、交付税の増額は期待できない状況であります。さらに、今後予定されている消費税のさらなる増税により、消費の冷え込みが懸念され、大幅な増収も見込むことができず、一般財源の確保が厳しい状況が続く見通しを持っております。

さて、日南町の状況であります。平成27年度の財政運営は、大型事業が進んでいく中、地方交付税及び国県支出金、町債などの依存財源、また平成23年度から徐々に引き継がれた繰越金により財源が確保されました。財政健全化法による平成26年度の判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率、いずれも早期健全化基準を下回っております。しかし、普通会計決算による経常収支比率については、普通交付税、臨時財政対策債発行額の減により90.2%と、前年度比で1.1ポイント改善いたしました。なお、財政構造の硬直化が顕著であると言えます。また、平成26年度決算において全体の25.3%しか自主財源が確保できない状況から、平成28年度予算編成に当たっては、事業の重要性及び優先性を明確にし、必要な事業に限られた財源を配分することにより、継続して健全な財政運営の堅持に努める必要があります。

歳入では、個人町民税が近年続く米価低下による農業経営低迷、納税者の移動等で減、法人町民税は均等割の増収見込みと大型店舗出店により増を見込み、固定資産税は平成27年度の評価がえと、長引く景気低迷により家屋の新築は余り見込めませんが、大型店舗の建築により増を見込んでおります。そして、軽自動車税は制度改正により微増を見込み、町税全体では微増を見込んでおります。こうした中、住民生活を守るというかたい決意のもと、財政調整基金1,500万円を取り崩し、当初予算の財源を確保いたしました。予算の約半分を占める地方交付税につきましては、国の概算要求によると出口ベースで対前年度比マイナス2.0%、また平成27年度国勢調査速報値による人口減の影響で減少すると思われ、自主財源が乏しい本町にとって、今後の普通交付税の減額による財政運営への影響は大きなものがあります。町債については、第5次総合計画の実施計画となる新たな過疎計画、日南町過疎地域自立促進計画、平成28年から32年度まで、と合わせて有利な財源を活用してまいります。そして、今後可能な限り基金の取り崩しは行わず、臨時財政対策債の発行を予定していく方針であります。

一方、歳出は、第5次総合計画後期基本計画、まち・ひと・しごと日南町人口ビジョン総合戦略、日南町過疎地域自立促進計画を総合的に推進するため、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の抑制に努めながら、投資的経費については、引き続き道の駅を中心としたまち・ひと・しごと創生の核となる拠点づくりを推進するため必要な事業予算を確保いたしました。平成28年度は、まち・ひと・しごと創生、2040年の人口3,427人の実現を目指し、創造的過疎のまち一過去は変えられないが、未来は変えることができる、の理念のもと、町民、団体、企業、行政がまちづくりの目標を共有する取り組みが重視される1年となります。

続きまして、平成28年度予算案の基本方針であります、持続的発展と活力ある未来につながる予算の内容について説明を申し上げます。

平成28年度は、地方創生元年、まち・ひと・しごと創生を施策の柱として、次の取り組みを推進してまいります。

平成28年度予算につきましては、今、申し上げました基本的な考え方のもと、第5次総合計画後期計画、日南町人口ビジョン総合戦略、日南町過疎地域自立促進計画を全力で推進いたします。また、自治体間競争時代と言われる中で選ばれるまちを実現するために、新たに策定した日南町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実施するとともに、本町のよさや強みである農林業、自然・環境、福祉・医療、教育・文化といった分野を生かしながら、将来を見据えて、子育て支援、産業振興、安心・安全といった分野に重点的に配分いたしました。そして、中国地方の中心に位置している地勢、気候を活用した施策に積極的に投資をし、地域経済の活性化や日南町のブランド力の向上に資する予算といたしました。そして、これらの取り組みを着実に実施することで町民満足度を高め、より多くの人が住みやすいと感じる町の実現に向けて、持続的発展と活力ある未来につながるための予算を編成いたしました。この結果、一般会計予算では64億1,400万円、対前年度比15.5%の減となりました。また、特別会計予算総額は25億9,500万円、病院事業会計予算は12億7,400万円、全会計予算総額は102億8,300万円となったところであります。

日南町第2回定例28年3月2日

平成28年度の主な事業等について申し上げたいと思います。まず、町に住む一人一人が元気に活躍できる、健康で働くことのできるまち日南町を目指します。もちろんこの中には、町外から日南町の職場で働いている方、日南町に住みながら町外で働いている方々も含まれます。そして元気で活躍するとは、たとえ介護を要する方であっても、障がいがある方であっても、日南町で住み続けていこうという方も含んでおります。およそ340平方キロメートルという広大な面積を有する日南町であり、昨年の国勢調査では人口の速報数値が4,764人となりました。私が常々申し上げるように、いよいよもって誰もでつくる総力戦のまちづくりが必要となっております。国においても、一億総活躍社会の実現を地方創生とあわせて重点施策としたところがあります。

最初に、日南町の人口構成の中で最大値を占める高齢者の方々が町の中で活躍していたら、町の存続や維持的な発展はあり得ません。そうした中で、4月にオープンする道の駅にちなんで日野川の郷に多くの高齢者の方々が出荷者としてかかわっていただき、朝どれ野菜等ともあわせ、力強い限りであります。引き続き野菜等生産活動団体支援事業等を拡充し、その要望に応えてまいりたいと思っております。

次に、高齢者が活躍するまちづくりを目指し、高齢者の免許返納のタクシーチケット交付事業及び老人クラブ活動事業補助金制度の簡素化と充実を図り、高齢者の活動や交流の機会をふやします。一方で国におきましては、要支援1、2の方に対する給付の打ち切りや施設介護の介護度の見直しなど、社会保障費の増加を直接高齢者に転嫁する方向にあります。日南町ではいち早く、在宅介護、生活支援ボランティア制度等を導入しておりますが、これらの推進を図る一方、生活に直接影響の大きい国民健康保険税は据え置く方針とし、負担軽減してまいります。

また、高齢者のみならず、町民の健康増進や生きがいづくり推進のため、ナイター施設や体育施設の無料化を行います。そして、誰もが気軽に楽しめるウォーキングを促進するため、本町の豊かな自然と歴史、地域の特性を生かしたウォーキングイベントの開催支援をしてまいります。さらには、さきの高齢者の地域活動においても、また経済活動においても、日南町では既に実質的な主役は女性であることは明らかであります。平成28年度事業では、特に子育て中、また子育てが終わった女性の活躍の場を重視した施策も実施いたします。既に就労されている方につきましても、ワーク・ライフ・バランス推進企業支援補助金、ゼロ歳児預かり保育・放課後児童クラブ等の負担軽減、地方創生による女性起業家支援を実施いたします。そして、障がいがある方々の就労拡大と収入向上を展開していきます。これまで町内の障がいのある方々は、NPOつなでや日野町のセルフひのなどで働いてこられました。さきの道の駅にちなんで日野川の郷でも、A型、常時雇用型の事業所開設が予定されておりますが、それぞれの障がいに応じた雇用形態や働く場、そして何よりも収入向上が自立のためには必要であります。障がいは決してハンディキャップではなく個性であるという理念を私は持っております。予算には上がってきてまいりませんが、今回、鳥取県と日本財団によるプロジェクトが設けられ、日南町の中心地域の公共交通、これと地域を結ぶ公共交通が県内3地域の先行モデルとして選定されております。これに加えて日野高校の三本松農場を農福産学官連携のユニバーサル農園として、障がい者雇用、地元企業の振興、観光対策、日野高校支援など、郡内3町とも連携して申請協議してまいります。

最後に、医療についてであります。日南病院は療養病床40床を有しており、その転換期限が平成29年度末と迫っており、国においては転換のための新たな選択肢を設ける方向となっております。人口減少とともに空きベッドが増加傾向にあり、28年度は慢性期入院患者あるいは要介護者等の実態に応じ、町民にとって必要なものと経営的側面も含め、総合的かつ中長期的な視点に立って施設類型の見直しを行い、今後の方向性を早急に見出してまいります。

第2に、新しい価値を創造し、産業創出による産業活性化の事業についてであります。今回、道の駅にちなんで日野川の郷に代表される中心地域整備事業は、民官一体の協働体制により取り組まなければなりません。町民の皆様の中にはいろいろな御意見があるの私も認識しております。失敗するに違いない、人が来るかやなど、いろいろ心配されていることであろうと思いますが、しかし、私たちの日南町に、煮えたら食わあといった猶予はもはやないのであります。過疎という言葉が生まれ、もはや50年以上たちました。1万6,000人おられた人口も3分の1以下となりました。昭和30年代から40年代の間、毎年1,000人近くの若者を日南町から旅立たせたのは誰でありましょうか。あなたでは、あなたでは、あなたでは、そして私たち日南町民自身であります。地方創生と

日南町第2回定例28年3月2日

私の好きな言葉、そして常に心がけている言葉に、清貧、清く貧しいという言葉があり、まず誤解がないように申し上げます。清貧の本来的な意味は、私欲をとるか正しい行いをするかというの、本来の意味であり、以前も、日南町の町ありようは、下流や周辺地帯に安全安心な水、空気、産物、エネルギーを供給する町だとう申しあげました。確かにかすみを食べる生活の中での一つである地域高規格道路鍵掛峠トンネル掘削工事の早期着手に向け、推進強化を図るとともに、国道180号線福長バイパスの国や県への積極的な働きかけを行い、バイパスの評価を高めてまいります。目標とする事業着手を見据えますと、平成28年度は非常に重要であることと認識しており、社会資本整備総合交付金事業費確保に向け、町議会の御協力もいただきながら、しっかりと取り組んでまいります。

次に、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現、再生可能エネルギーの推進に向け、環境に優しい道の駅を整備したわけであり、これをPRするとともに、中心地帯を周回する電気自動車の運行、生ごみ堆肥化事業などに着手、また、豊かな自然環境を生かした、地域の特性にあった木質バイオマスエネルギーの導入について検討を行います。また、太陽光パネル、バイオマスストーブ助成、蓄電池推進を引き続き行うとともに、平成27年度に実証実験として実施しました小型家電回収事業も新年度から本格的に開始します。さらに、不幸な事故を生じました新石見小水力発電所につきましても、被災された方々の生活を再建を図り、関係者の御理解を得ながら早期再稼働を目指してまいります。また、今春には鳥取県企業が湯河地域で運営する若松川小水力発電所も稼働を始めます。現在、自治会とまち（むら）づくり協議会で構成されています町内の地域であります。が、こころは5月の鳥取県植樹祭や7月の全国ホタルサミットなど大きな事業も予定されております。その中で地域のリーダー自体も着実に経験と知識は積み上げておられます。が、あわせて年齢も重ねられております。地域の中で新しいリーダーの養成を行うリーダー養成塾、集落支援員交付金の拡充を計画しております。また、産業遺産として指定されております若松鉱山跡地ですが、下流に鳥取県が小水力発電所を整備したことにより新たな活用方法を検討するため、思い出としての鉱山ではなく、学術的な価値を調査した上で保存や活用を考えるため、若松鉱山学術調査を実施したいと考えています。

第5に、みんなの安全を支える安心減災のまちの事業についてであります。まず、町民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するためには、予防・対応・復旧といった流れがあると考えております。1月の雪害事故では1番目と2番目で、現在となれば、あつたればよかつたという思いがあります。時間と人命は返ってまいりません。今回のことを戒めとして、今後にかかるとして、肝要であると考えております。予防面では、省エネ型防犯灯補助事業、可搬消防ポンプ導入、有害鳥獣対策、橋梁点検、除雪ドザーの購入などを行います。対応面では、町有施設の改修、障がい者住宅改修事業、橋梁・道路路面のり面補修などを継続して行います。また、マイナンバーを初めとする個人情報・データの漏えいという行政の信頼の根幹にかかわる問題もあります。マイナンバー系と行政情報、インターネットを物理的に分ける電算管理運営等、情報セキュリティ対策を講じます。また、生活インフラ整備として、引き続き清掃センターの改修工事、日野上地区統合簡水事業、合併処理浄化槽設置事業、井戸掘削補助事業を継続いたします。

第6に、これまでさまざまハード事業、箱物を整備する上で、ある程度行政が大枠をつくり町民の皆さんに提示をするという手法をとってまいりましたが、新年度2つの今後整備する予定の施設について、概略設計から住民や関係者に参加していただくという手法を試行してみたいと思っております。一つは、福栄コミュニティセンター検討委員会、2つ目は、社会体育館改築に伴う検討会です。設計以前から住民目線を反映させ、より効率的な活用を模索して今後のハード整備に向けてのスタートとします。行政改革推進委員会、農業委員会制度改正、地方創生の進捗状況の管理、食のバザール事業、町史編さん事業、文化センター開館20周年記念イベントなど、そのほかにも主役である町民の皆様の声も反映してまいりたいと思っております。

結びに申し上げます。松下電器、現パナソニックの創業者である松下幸之助さんの言葉に「どんなに悔いても過去は変わらない。どんなに心配したところで未来もどうなるものでもない。今、現在に最善を尽くすことである」という名言があります。過去を懐かしがったり悔やんだりしても未来は変わりません。将来の心配をしても切りはありません。しかし、今という時代に何事にも誠実に全力を挙げて取り組めば、やがて結果はついてくると私は思っております。

日南町第2回定例28年3月2日

ごまかしていいかげんにやっているとだめだが、一生懸命にやっていたら必ずいい結果につながる支援者もあらわれ、愚直に努力をすれば報われる。この信念こそ今の日南町にある多くの課題を乗り越え、さらなるステージに向けて進もうとする私たちにとって必要なものであります。そのことが、未来は変えることができる、につながってまいります。私は、努力は必ず成果につながることを信じ、日南町の発展を目指していくこのスタンス、立ち位置は、議員や町民の皆様と同じであると考えております。私は、町民一人一人が小さくとも確実な幸せを実感できる日南町、誰もが住んでいることを誇りに思える日南町、これを議会、町民、事業者や団体の皆様とともに手を携えて実現してまいりたいと考えております。

以上、平成28年度の町政に臨む私の所信及び町政の基本方針を申し上げます。町民の皆様並びに議員各位の御理解、御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

さて、今議会に提出いたしました議案は41件でございます。内訳は、予算議案といたしまして、補正予算が8件、新年度予算が9件、また、条例議案が14件、一般議案が10件でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、各議案について御承認をいただきますようお願い申し上げます。平成28年3月2日。日南町長、増原聡。

日程第4 議案第2号 から 日程第6号 議案第4号

○議長（村上 正広君）タブレット12ページから、日程第4、議案第2号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について、日程第5、議案第3号、鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約の締結に関する協議について、日程第6、議案第4号、鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について、以上、協議関係3議案を一括議題といたします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第2号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について。次のとおり、鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定めることに関し協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求めるとでございます。

概要といたしましては、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、第三者機関の設置が必要となりますが、行政不服の申し立ての件数が少ない市町村におきましては単独で第三者機関を設置することが負担となるため、鳥取県の設置する行政不服審査会に対し、市町村の第三者機関として共同設置の規約を定めることに関して協定をすることとでございます。共同設置をする経費といたしましては、大体、年間2万4,000円程度を鳥取県に支払うものとしております。

県内では鳥取市と米子市が単独の設置をいたしますけれども、他の市町村につきましては共同設置ということと考えるところであります。この規約は平成28年4月1日から施行されますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第3号、鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約の締結に関する協議について。次のとおり、鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約を鳥取県とそれぞれ締結することに関し鳥取県と協議することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により、本議会の議決を求めるとでございます。

この協議会の内容につきましては、平成27年度に立ち上げられました県及び県下全市町村が参加する鳥取県自治体ICT化共同推進協議会において連携する事務を処理することにより、人口減少社会に対する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化、経費節減のため、情報システム運用上の安全性の管理、人材育成等を目的とした連携協約を県と各市町村との間で締結することとでございます。

今、日南町では民間の業者のほうに委託しておりますけれども、県内の半分程度はかつての県の外郭団体にも委託しておるところがあります。例えば今回のマイナンバー制度などの改修のものをいっても、いろいろ金額によってばらつきがあったり、相当膨大なものになっておるといことがあってあります。この辺のところをできる限り情報共有をし、一本化というのにはなかなかすぐにはできないというふうに思っておりますけれども、できる限り一本化しながら、徐々に一本化しながら経費を節減を図るといことと、それから、いわゆる全くブラックボックス、見積もり自体がブラックボックス的な部分がありますので、これらについても、県のほうではある程度専門的な職員もおりますので、そのような意見も聞く場を設けるといことと設置をしたいというふうに考えております。これにつきましても、協約の発効日は平成28年4月1日であります。

日南町第2回定例28年3月2日

続きまして、議案第4号、鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議についてであります。次のとおり、鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約の一部を変更する協議について、地方自治法第252条の6の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

これは、中央教育審議会初等中等教育分科会報告、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進による提言を踏まえた学校教育法の一部改正に伴い、施行令改正の趣旨に沿って本協議会の名称の変更を行うものであります。内容といたしましては、協議会名を、「鳥取県西部町村就学指導推進協議会」を「鳥取県西部町村就学支援協議会」へ改めるものでございます。また、協議会の条文中における障害という「害」の漢字を平仮名に改めるというものでございます。これにつきまして、平成28年4月1日からということをお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第2号の質疑を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）この行政不服審査法に基づく審査請求ですね、これは町村の場合は非常に少ないということで、主に県が多いという状況だと思いますけども、実際に日南町で、この法律に基づく審査請求はどのぐらいあっているのかというデータがあったらお知らせしてください。

○議長（村上 正広君）高見総務課長。

○総務課長（高見 正司君）今までが日南町に対してはゼロでございます。ありません。

○議長（村上 正広君）よろしいですか。

○議員（10番 久代 安敏君）はい。

○議長（村上 正広君）次に、議案第3号の質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）次に、議案第4号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号、議案第3号及び議案第4号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号、議案第3号及び議案第4号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第7 議案第5号

○議長（村上 正広君）タブレット20ページ、日程第7、議案第5号、町道の路線変更についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第5号、町道の路線変更について。次のとおり、町道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、変更する路線につきましては、いわゆる丸山線であります。起点は変わりませんが、終点が、地番が変わっておりますが、これは御承知の方もあるというふうに思いますが、澤田建設さんのところの橋のところの路線であります。変更後の延長は1,187メートルということで、路線を延長するということでございます。よろしくお願いいたします。図面がついておりますので、御参照いただければと思っております。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第7、議案第5号、町道の路線変更についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日南町第2回定例28年3月2日

議案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 から 日程第11 議案第9号

○議長（村上 正広君）タブレット23ページから、日程第8、議案第6号、工事請負契約の変更について（日南町総合文化センター空調設備等改修工事）、日程第9、議案第7号、工事請負契約の変更について（道の駅にちなんA・B棟新築工事）、日程第10、議案第8号、工事請負契約の変更について（道の駅にちなんC棟新築工事）、日程第11、議案第9号、工事請負契約の変更について（道の駅にちなんD棟新築工事）、以上、工事請負契約の変更関係4議案を一括議題といたします。各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第6号、工事請負契約の変更について。次のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるとでございます。

工事名といたしましては、日南町総合文化センター空調設備改修工事でございます。変更理由といたしましては、この工事におきまして、さつきホール内の配管のつり下げ金具が腐食し、配管が落下するおそれがあるため交換を行う。また、建物の中の配管等の、それれピットというわけですが、その中の塗装、それから足場を組んだということでの増額であります。変更契約の金額でございますけれども、2億3,573万5,920円を2億3,665万2,840円とするものでございまして、変更による増加額は消費税込みで91万6,920円でございます。相手方は変わらず、中電工の米子営業所所長、石原和広でございます。

続きまして、議案第7号、工事請負契約の変更についてであります。次のとおり、工事請負契約の変更をすることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるとでございます。

工事名は、道の駅にちなんA・B棟新築工事であります。内容といたしましては、建物の周りの駐車場部分、路盤を舗装構成に従った路盤改良による増嵩であります。いわゆる駐車場と段差を少なくするためのその工事の関係であります。また、駐車場街灯に基礎部分及び配線工事を追加したことによる増嵩であります。また、トイレの中に、これはA・B棟ですので、食堂棟の中にあるトイレでありますけれども、そこにジェットタオルというのを置いたためによる増嵩であります。変更契約の金額でありますけれども、3億2,724万円を3億3,389万8,200円とするものでございます。増嵩による増加額は665万8,200円、税込みでございます。相手方につきましては、従前と変わらず、有限会社松本組、代表取締役、松本雄次であります。

続きまして、議案第8号、工事請負契約の変更についてであります。次のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるとでございます。道の駅にちなんC棟の新築工事でございます。

これにつきましては、増嵩の内容といたしましては、緊急時における通知等を行うためインターホンを追加したことによる増嵩、それから、滅菌灯を設置することによる増嵩でございます。契約金額の変更につきましては、7,236万円を7,267万8,600円とし、増加額は31万8,600円、税込みでございます。相手方につきましては、従前と同様で、大生建設、代表取締役、川田嗣男でございます。

続きまして、議案第9号、工事請負契約の変更でございます。次のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるとでございます。

工事名につきましては、道の駅にちなんD棟の新築工事であります。いわゆるトイレでございます。変更内容といたしましては、男子トイレに小便器目隠し壁を新設したことによる増嵩、トイレにジェットタオルを追加したことによる増嵩でございます。普通のトイレにつきましては、男子トイレの場合には、いわゆるトイレとトイレが並んでおるといいう形になっておりますが、やはり最近では、間に少し曇りガラスのような壁を置いてプライバシーを図るといいうことになっておりますので、そのような形にしたいということで増嵩をしたものでございます。契約金額でございますけれども、5,130万円を5,249万9,880円とし、増加額は119万9,880円、税込みでございます。契約の相手方

日南町第2回定例28年3月2日

につきましては、有限会社日南住設、代表取締役、田邊誠で変わりません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより各案に対する質疑を許します。
まず、議案第6号の質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）次に、議案第7号の質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）次に、議案第8号の質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）次に、議案第9号の質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第8、議案第6号、工事請負契約の変更について（日南町総合文化センター空調設備等改修工事）についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号、工事請負契約の変更について（道の駅にちなんA・B棟新築工事）についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号、工事請負契約の変更について（道の駅にちなんC棟新築工事）についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号、工事請負契約の変更について（道の駅にちなんD棟新築工事）についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号

○議長（村上 正広君）タブレットの27ページ、日程第12、議案第10号、日南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

日南町第2回定例28年3月2日

○町長（増原 聡君）議案第10号、日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について。次のとおり、日南町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要といたしましては、日南町過疎地域自立促進計画、計画期間が平成22年4月1日から平成28年3月31日の間で、過疎債の財政支援を受けて実施する事業名と事業内容の一部を変更するものでございます。

内容といたしましては、主なものを申し上げますと、まず、産業の振興では、農業競争力基盤整備事業、これはメニューの追加であります。トマトハウス団地の造成、これはメニューの追加とソフトの追加であります。アメダス茶屋の改修支援事業、これもメニューの追加であります。それから雌牛の導入支援事業、これは本文の変更とメニューの追加であります。それから、道の駅のホームページの制作につきましては、メニューの追加でございます。それから、生活環境の整備におきましては、公営企業会計法適正化事業、本文の変更とメニューの変更でございます。

3番目に、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進でありますけれども、これは日南保育園の屋根の改修を上げておるものでございます。

4番目に、集落の整備でございます。これは定住促進用の住宅地の整備事業であります。これは本文及びメニューの追加でございます。

以上、概略でありますけれども、説明をさせていただきます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）上下水道について、公営企業法を適用した会計に変えるというお話なんですけれども、これのスケジュールについて説明いただきたいです。

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）上下水道等の公営企業会計への移行につきましては、27年度から委託業務に出しております。今年度の段階では資産調査、これまでの配管図とかそういった施設の評価というのを始めております。28年、29年度にかけて、今後、会計のシステム、それと条例等の改正をして、今のところ30年度をめどに会計法の適用を考えて進めております。

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたしたいと思っております。10時40分から再開をいたします。

午前10時26分休憩

午前10時40分再開

○議長（村上 正広君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第13 議案第11号

○議長（村上 正広君）タブレットの過疎計画策定ファイルをお開きください。

日程第13、議案第11号、日南町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第11号、日南町過疎地域自立促進計画の策定について。次のとおり、日南町過疎地域自立促進計画を策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、同法の施行期間が平成32年度末まで延長されたことに伴い、平成27年度末で計画期間が満了する現行の日南町過疎地域自立促進計画、これは平成28年3月31日まででございますが、これにかわる新たな過疎計画、計画期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日、を策定するため、同法第6条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。新た

日南町第2回定例28年3月2日

な過疎計画は、鳥取県過疎地域自立促進方針に基づき、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備、その他地域の自立促進に必要な事項について、現況と問題点、その対策及び事業計画を示すものであります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

5番、山本芳昭議員。

○議員（5番 山本 芳昭君）いただいた資料、過疎計画、促進計画、案のほうですが、これのページが36ページになるのでしょうか。木質バイオマスエネルギー利用設備ですかね、ありますが、これが、金額が4億幾らという計画が載っておりますが、このことについて説明をしていただきたいと思っております。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）木質バイオマスにつきましては、施政方針でも申し上げたところであります。具体的にどのようなふうなところでは実は参っておりません。今来ておりますのが民間の会社が2社ほど、一つには、発電というふうなことの検証実験をしたらどうかというふうなこともございます。また、発電ではなかなか効率化ができないので、例えばチップ化というふうなこと。今、県内でも相当チップがふえておりますけども、そのようなことを計画されてるところもございます。まだまだ、いわゆる企業として本腰を入れて参入をするというふうなところまで至っておりませんので、概略の金額というふうにお考えをいただきたいと思っております。

○議長（村上 正広君）7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）過疎地域自立促進計画ですけれども、総合計画の実施計画にも位置づけられておるという観点から少し伺いたいと思っておりますが、高齢者福祉、介護保険についてであります。現在、おおくさ荘が休止の状態です。福祉会において人材確保を取り組まれておりますし、その人材確保がされることによって再開されるという方針は伺っておりますが、1年間休止した状態を、今後、その施設、福祉会が来年度からでも、再来年度からでも再開されるめどが明確に立っておればいいわけですけれども、高齢者福祉、介護について、また、おおくさ荘、それからあさひの郷ですか、片方は利用されておられませんけれども、そういった、特におおくさ荘の施設、たんぼぼの家も含めて、どういう見通しを持っておられますか。

○議長（村上 正広君）梅林福祉保健課長。

○福祉保健課長（梅林 千恵君）ただいまおおくさ荘は休止中で、1年を経過いたしました。人材を確保をして、達成できた場合には再開するというように取り組んでまいりましたが、今のところは人員減の状況が続いております。再開のめどは立っておりません。それから、あさひの郷につきましては、2ユニット18床で運営をしておりますが、27年度中に1ユニットを減らしまして、1ユニット9人で運用を今現在しております。そのことによって介護職員の不足とかサービス提供に支障がないようにということに工夫されての運用でございます。引き続き人材確保には努めておりますけれども、厳しい状況が続いております。たんぼぼの家につきましては、介護予防施設として整備しておりまして、地元の皆様にも活用方法について御検討をいただいております。年に数回の地域での介護予防的な集まりとしては活用していただいておりますが、平素の恒常的な使用には至っておりません。活用方法について現在も検討中のところでございます。

○議長（村上 正広君）7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）今、福祉保健課長から現状等の説明あったんですけど、町全体として、施設、放置しておくわけにいかんと思うんです。本当に再開のめどが立たないとすれば有効活用を、ほかの模索をする必要があると思っておりますし、まず住民側からすれば、再開をして介護を進めてほしいという願いがあるわけなんですけれども、今後5年間の長期計画、長期じゃないんですけども、計画を立てる段階において、その施設の活用についてどうお考えでしょうか。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）福祉会の理事長等とも話をしております。先ほどありますように、特に山上の方々からは遠距離の通所になるということで非常に疲れるという話や、できるだけ近くで通所したいというふうなお話は承っております。ただ、やはり先ほどかありますように、ことしも4人ほどたしか採用があったというふうに聞いておりますけれども、退職される方がたしか11人というふうなことがあったというふうに思っております。新規採用よりも退職される方のほうがはるかに多いというふうな状況であり

ます。

今の施設でありますけども、2つの施設とも休止と。保育園も同じ話でありまして、長年やはり休止をしておると施設も傷むというふうなこともあるというふうに思っております。たんぽぽの家についても先ほど課長が申しましたように、在宅ケアの中で月に1回程の利用というふうなこともあっておるというふうに思っております。ただ、それをしたりしても、やはり施設の老朽化であるとか、使わずに傷んでいくというふうなことはあり得るというふうに思っております。幾つかの提案が、今、町のほうや地元を通じて承っておりますので、その辺も地域の方々や相談をして、これは具体的には、一つには福祉的な、例えば障がい者の方のグループホーム的なものにするのか、それとも、また違う、福祉とは全く関係ないことはないですけども、違う施設にするのかというふうな提案もあっておりますので、これらについても地域の方々や相談をしながら、何らかの形で一、二年のうちには整備なり結論を出さないといけないというふうに思っておりますので、そういう提案も含めて地域の方々や丁寧に相談をしながら、一方的な、こうなったということにならないようにしていきたいと思っております。

○議長（村上 正広君）10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）今の関連でもあるわけですが、要するに高齢者施策ですね、もちろん介護保険制度を中心として行われているわけですが、この5カ年計画の自立促進計画の中に、例えば平成30年度にサービスつき高齢者住宅の整備4億9,500万という、計画には載っています。いわゆるコンパクトビレッジという考え方でこの中心地構想の中でも一定話が出てきた経過はあるけども、やっぱり本当に町内全体、これだけ広域な町の中で、今あったように、せっかくある施設も閉鎖せざるを得ないと。そこには職員の確保ということが大きな問題があるようだけれども、やはり施設を有効に活用するということを考えていけば、やっぱりこういう計画もです、これはあくまでも計画で、町長もそういうことをいろんな機会に説明もしておられますけども、PDCAではないですけども、やっぱり計画は計画であって実際に実態としてどうなのかということも鑑みて、そういう意味では柔軟に対応していかなくてはならないんじゃないかなというふうに思っていますので、これは計画は計画としてあるけども、その都度やっぱり議会あるいは住民の皆さんと協議を重ねていただきたいし、中心地構想そのものもPDCAで、本当にあるとき策定した中心地構想はどうなのかということをやったり点検もしてみる必要があるんじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）おっしゃるとおりです。決して私どもは形を1回決めたからそれで全てやるんだというふうな考え方は持っておりません。当然時代も違ってまいりますし環境も違ってまいりますので、そのときのニーズに合わせて、また当然、住民の方々がそういうニーズがないということであればやはり見直さないといけないわけですので、ニーズに合ったものをしっかり考えていきたいというふうに思っております。

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っております。なお、あす設置予定の予算審査特別委員会に付託し、十分な議論をしていただきたいと思いますと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第14 議案第12号 から 日程第16 議案第14号

○議長（村上 正広君）タブレット、議案ファイルにお戻りいただき、44ページをお開きください。

日程第14、議案第12号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第15、議案第13号、日南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第16、議案第14号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上、条例の一部改正関係3議案を一括議題といたします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第12号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関

日南町第2回定例28年3月2日

する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるとして、地方自治法第96条第1項の規定により、本議

概要といたしましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正するものでございます。

内容として、12月支給の期末手当の支給月数について、平成27年4月に遡及して改正し、期末手当の平成28年4月以降の支給月数についても改正するものでございます。施行及び施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、ただし、第2条の規定については、平成28年4月1日から適用する。2、第1条の規定による改正後の日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用するものとさせていただきます。

続きまして、議案第13号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるとして、地方自治法第96条第1項の規

概要につきましては、議会と同じでございます。また、内容につきましても議会と同じく、12月支給の期末支給につきましては、昨年の4月に遡及して改正し、そのほかの部分については、ことしの4月から改正するものとさせていただきます。

続きまして、議案第14号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について、次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるとして、地方自治法第96条第1項の規

内容につきましては、行政職給料表と12月支給の勤勉手当の支給月数について。平成27年4月に遡求して改正するものでございます。また、勤勉手当の平成28年4月以降の支給月数についても改正をいたします。また、地方公務員法の改正に伴い、削除となった項目による項ずれを修正する、これは第1条の中でございます。それから、これは行政不服審査法等の関係があるわけですが、不服申し立て及び異議申し立てということ審査請求に一元化するものでございます。この条例につきましても、公布の日から施行し、第2条の規定は4月1日から施行し、第1条の12月支給の勤勉手当等のものにつきましては、4月1日から適用するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第12号の質疑を許します。

5番、山本芳昭議員。

○議員（5番 山本 芳昭君）お尋ねをいたします。昨年27年4月1日に、特別職の報酬は西部地区特別職報酬等審議会の答申に基づきまして改正をされました。町の職員の皆さんの給与につきましては、人事院の勧告ということに準じて改正をされるわけですが、これは当然だと思っておりますが、特別職は人事院勧告に基づくものではないと思っております。この報酬審議会のほうにお願いをして、諮問をして答申をいただくという形で、昨年4月1日に改定をいたしました。その中で、なぜ4月1日に遡及をして支払うかということ、その根拠ですね、それを伺いたいということ。

それと、もう一つは、選挙がございましたので、4月1日には勇退をされた2名の議員さんが在職をされたと思っておりますが、この方についての支給といいますか、支払いが生じるのではないかというふうに思いますが、2点お尋ねをいたします。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）御理解いただきたいのは、報酬といわゆる特別職の期末手当、これは全然別物なわけです。特別職の報酬というのは報酬審議会、鳥取県下というふうなもの、これが決して全国から高くないわけでありまして、鳥取県西部は特に低かったわけでありまして、それを見合わせて報酬を改定をしたということでありまして。その今度は、期末手当というのは、これは国の総理大臣以下の、いわゆる国家公務員の、もうそれに準じるということになってるわけですので、それはそれでそこに従うしかないというのが常識だというふうに思っております。

それと、今、言われました、例えば改選があったときという話になれば、タイミングでありますので、6月1日が基準日であれば、仮に言えば、そのときに失職されてたりおられなかった方については当然支給はされない。けれども、仮に5月末で当選をされて6月1日におられれば、その方には支給するというふうになるかというふうに思っております。

日南町第2回定例28年3月2日

- 議長（村上 正広君）5番、山本芳昭議員。
- 議員（5番 山本 芳昭君）同じ時期に隣の町でもこの報酬についての提案がなされておりましたが、お隣の町では遡及をされなくて提案をされております。ただいまの町長の答弁でありますと、それが当然ということであるならば、隣の町でも当然それをされるべきだろうと思いますが、それが1点。
- それと、もう一つ、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第8条におきましては、支給については一般職員の例によるということを書いてあります。報酬を支払う支給ですね、支給ということの中には、一般職が遡及をするので特別職も遡及をするということが含まれるのかどうかということをお聞きいたします。
- 議長（村上 正広君）高見総務課長。
- 総務課長（高見 正司君）それにつきましては、附則等でうたったり、本条例でうたったりということ、それは個々で対応ということになろうかと思っております。
- 議長（村上 正広君）増原町長。
- 町長（増原 聡君）隣の町は隣の町だと私は思っております。別に隣の町がこうしたからということではなくて、西部の管内で言えば、隣の町以外はそうされたわけでありまして、議会の中で、例えばみずからそういうことはしないという結論を出されればそれだろうし、いや、そのとおりで、この条例のとおりだろうというふうに思われればそれだろうしというふうなことでありますので、そこは議会の判断で。もしくは、山本議員、もし御不満であればふるさと納税という方法もありますので、ぜひともそういうふうな方法もとられるのもいいかなと、蛇足ではありますが申し上げさせていただきます。
- 議長（村上 正広君）5番、山本芳昭議員。
- 議員（5番 山本 芳昭君）大変茶化した答弁で、大変失礼な答弁じゃないかなというふうに思いますが、先ほどの町長の答弁は、当然そういう法律に基づいてやるんだから当たり前前だという答弁であったと思います。それで隣の町はされないのだからどうかという質問をいたしましたので、ちょっとそういう茶化した答弁というのは大変失礼だと思いますが、いかがですか。
- 議長（村上 正広君）増原町長。
- 町長（増原 聡君）隣の町も、私どもが聞いておりますのは、当初は4月にさかのぼってというふうな話があつておりましたけども、これはいいのか悪いのかわかりませんけども、内部的な議会との協議の中で、本会議ではなくて、そういう段階で取り下げられたというふうに聞いております。先ほど申しますように、隣の町は隣の町のやり方だろうし、私はそれは正しくないというふうに思っております。この本会議の中で、先ほど申しますように、自主的にこういうふうなことをされてもいいし、自分は反対だということも言われても、それはそれでその見識としてよろしいのではないかとということでもありますので、決して茶化してるわけじゃありません。一つの方法として、寄附行為ができませんのでそういう方法もありますということでもあります。
- 議長（村上 正広君）10番、久代安敏議員。
- 議員（10番 久代 安敏君）人勧によって、国家公務員を初めとして、前年4月に遡及して支給するというのは、私は当然のことだと思うし、その1年間の手当を人勧が審議した結果、大体、普通は年末に、12月議会で給与改定の議案がいつも提案されておりました。一度だけ遡及しないということがあつて、これはおかしいじゃないかということで、そのときに私も反対した経過があつたわけですが、基本は1年間の職員の賃金をどうするかということに基づいて出された結果だから、当然、4月に遡及するのが当たり前だというふうに私は意見として申し上げます。
- そこで、私、一般質問でもちょっと通告しておるんだけど、これには正職員と再任用の給与改定が上がってます。この議案、もういいですよ。今の正職員と臨時あるいは嘱託の職員と。（「違う、報酬のカットだな」と呼ぶ者あり）
- 議長（村上 正広君）久代議員、今は議員の報酬の案件ですので、質問の内容が若干違うんですけど。
- 議員（10番 久代 安敏君）それでは、その次に質問します。
- 議長（村上 正広君）はい。
- 議員（10番 久代 安敏君）ということで、私は遡及するのが当然だというふうに考えます。
- 議長（村上 正広君）次に、議案第13号の質疑を許します。
- 〔質疑なし〕
- 議長（村上 正広君）次に、議案第14号の質疑を許します。

日南町第2回定例28年3月2日

するならここで。

10番、久代安敏議員。

○議員(10番 久代 安敏君) 先ほど言いかけて、取りやめましたけども、要するに、正職員と再任用職員との給与改定はあるわけだけども、いわゆるそれ以外の臨時、嘱託、毎年度更新されるわけですけども、そういう職員に対しての給与改定、期末手当もこれを含めて改定されるわけだけども、非常に賃金格差があるわけで、それについてどういうふう

に臨もうとしているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長(村上 正広君) 増原町長。

○町長(増原 聡君) 遡及をするという事は考えておりません。これは明確に申し上げます。ただ、やはり先ほどおっしゃいますように、同一労働同一賃金というのがどういう経過で出てきているのか、どういう方が言われているのかということも非常に問題があると個人的には思っておりますけども、何らかの形で、やはり賃金格差というのは是正をしていくというのが世界的趨勢、ILOの勧告でも出ておりますので、そのような努力はしていきたいというふうに思っておりますので、その辺の具体的なことにつきまして

は、多分、一般質問の中で答弁をすべきことだというふうに思っておりますので、以上で差し控えさせていただきます。
○議長(村上 正広君) 以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号、議案第13号及び議案第14号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(村上 正広君) 御異議なしと認めます。よって、議案第12号、議案第13号及び議案第14号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第17 議案第15号

○議長(村上 正広君) タブレット58ページ、日程第17、議案第15号、日南町職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長(増原 聡君) 議案第15号、日南町職員の退職管理に関する条例の制定について。次のとおり、日南町職員の退職管理に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布され、同法による改正後の地方公務員の退職管理の適正を確保するための退職管理に関する規定が平成28年4月1日から適用されることに伴い、退職管理の円滑な実施を図るため条例を制定するものでございます。

内容につきましては、まず、再就職者による依頼等の規制であります。営利企業等に再就職したもと職員のうち、離職した日の5年前の日より前に国の部長、課長相当職についていた者は、当該職についていたときに在職していた執行機関の組織等の職員に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属する者に関し、離職後2年間、職務上の行為をしないよう、またはしないように要求し、または依頼してはならないことを定めるものでございます。また、任命権者への届け出であります。管理または監督の地位にある職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位についた場合、これは報酬を得る場合に限るわけでございますけども、または営利企業の地位についた場合は、日々雇い入れられる者となった場合を除き、再就職情報を届けなければならないことを定めるものでございます。施行期日は平成28年4月1日でございます。

これはいわゆる口ききといいますか、もとの職を利用してもとの部下に強要をするというふうなことはないよということでのものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(村上 正広君) これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(村上 正広君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日南町第2回定例28年3月2日

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第18 議案第16号

○議長（村上 正広君）タブレット60ページ、日程第18、議案第16号、道の駅にちなん日野川の郷の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第16号、道の駅にちなん日野川の郷の設置及び管理に関する条例の制定について。次のとおり、道の駅にちなん日野川の郷の設置及び管理に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めます。

これは、平成28年4月22日にオープンする予定の道の駅にちなん日野川の郷の設置及び管理について、必要事項を制定するものでございます。

簡単な内容を申し上げますと、名称はにちなん日野川の郷、所在地が鳥取県日野郡日南町生山386番地、目的といたしましては、道路利用者への良好な休憩の場の提供及び地域情報の発信により、町民と来訪者との交流促進をするとともに、農林水産物等の特産品の販売による地域産業の振興に寄与することを主とした目標とするものでございます。よろしく願います。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第16号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第19 議案第17号

○議長（村上 正広君）タブレット69ページ、日程第19、議案第17号、日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第17号、日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について。次のとおり、日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めます。

これは、地域再生法、これは平成17年の法律でございますが、これの第5条第4項第4号に規定する本町の地方活力向上地域。内容といたしましては、産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺地域であって、政令で指定された地域が該当するわけでございますが、これにおいて地方拠点の強化、拡充を行う企業を支援するため、地方税法第6条第2項の規定に基づき固定資産税の不均一課税、いわゆる軽減措置を定めるものでございます。内容といたしましては、地域活力向上地域において、本社機能、特定業務施設を整備する企業であります。いわゆる企業誘致という形で本社機能を日南町に移転をする場合、期間といたしましては対象となる固定資産税を課すこととなる年度から3年間でありまして、不均一課税といたしまして現行でありますと、1年目が1.5%、2年目が1.5%、3年目が1.2%となっておりますけれども、仮に移転型・拡充型とも0.15%に制限するものでございます。

その他といたしまして、地方公共団体が固定資産税の不均一課税を行った場合、その減収に対して地方交付税により補填措置が講じられるというものでございます。施行期日は28年4月1日ということでございます。よろしく願います。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は、審議の都合により、

日南町第2回定例28年3月2日

本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第17号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第20 議案第18号 から 日程第22 議案第20号

○議長（村上 正広君）タブレット71ページ、日程第20、議案第18号、日南町情報公開条例の一部改正について、日程第21、議案第19号、日南町個人情報保護条例の一部改正について、日程第22、議案第20号、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、以上、条例の一部改正関係3議案を一括議題といたします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第18号、日南町情報公開条例の一部改正について。次のとおり、日南町情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるところでございます。

概要といたしましては、行政不服審査法が全面改正され、行政庁の処分及び不作為に関する不服申し立て制度が抜本的に見直されたことに伴い、公開決定等に関する不服申し立て制度を行政不服審査法の改正の趣旨を踏まえて改正等をするものでございます。

内容といたしましては、公開決定に係る不作為について、審理員による審理手続に関する規定の適用除外の新設でございます。これは、いわゆる審査庁に所属する職員のうちから審査手続を行う者を指名し、その旨を審査請求人及び処分庁に通知しなければならない規定というものでございます。

それから次に、弁明書の提出に関する規定の新設であります。改正法においては、原処分に関与しない審査員が審査手続を行うことから、事実の概要、原処分の理由等を把握する必要のあることから、また外部の審査請求人に見える形とするため、弁明書の提出を義務化として出させるというものでございます。

3番目に、不服申し立て、それから異議申し立てを審査請求に言葉を一元化するものでございます。施行期日は、行政不服審査法の施行期日の日と同じ、平成28年4月1日であります。よろしくお願いいたします。

失礼しました。続きまして、議案第19号、日南町個人情報保護条例の一部改正について。次のとおり、日南町個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるところでございます。

概要といたしましては、先ほどと同じ行政不服審査法が全面改正されたことにより、開示決定等に対する不服申し立て制度を、行政不服審査法の改正の趣旨を踏まえて改正等をするものでございます。これも先ほどと同じ開示決定に関する不作為について、審理員による審理手続に関する規定の適用除外の新設であります。これも先ほどと同じで、審査庁に所属する職員のうちから審査手続を行う者を指名し、その旨を審査請求人及び処分庁に通知しなければならないというものであります。それから、先ほどありました弁明書の提出に関する規定の新設であります。それからまた、不服申し立てと異議申し立てを審査請求に一元化するというものでございます。これも同じく、平成28年4月1日からということでございます。いわゆるこれは、先ほどから申しておりますけれども、いわゆる誰が審査しているのかというふうなことであったり、それから、どういう弁明が出ておるかというふうなことを、弁明をするかということ、ちゃんと見える化するということでございます。

議案第20号、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。次のとおり、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるところでございます。

概要といたしましては、これも行政不服審査法の全面改正に伴い、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、固定資産課税台帳に登録された内容についても、審査の申し出方法と審査手続の一部を変更するものでございます。また、審査に係る手数料について新たに規定をし、手数料条例で定めるものでございます。このたびの法改正により、不服申し立て審査期間が60日から3カ月と延長となったため、現行の委員任期で途中で委員が変更となる可能性もあり、審査の継続性、公平性という面から問題が生じる可能性もあるため、このため地方税法の規定にかかわらず平成26年5月14日から平成29年5月13日までを任期とする委員1名の任期を平成28年10月31日までとし、平成28年

日南町第2回定例28年3月2日

5月14日から平成31年5月13日までを任期とする委員2名の任期を平成28年10月31日までとし、委員会の継続性と公平性を図るというものでございます。これも同じく平成28年4月1日からという施行でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第18号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）次に、議案第19号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）次に、議案第20号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号、議案第19号及び議案第20号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第18号、議案第19号及び議案第20号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第23 議案第21号

○議長（村上 正広君）タブレット79ページ、日程第23、議案第21号、日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第21号、日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。次のとおり、日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要といたしましては、農地法及び農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員の新設等にあわせて報酬の新設・見直しを行い、またあわせて他の日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、農業委員会の会長の報酬は月額5万1,000円とする。農業委員会の職務代理者の報酬は月額4万1,000円とする。農業委員会の委員の報酬は月額3万6,000円とする。農地利用最適化推進委員の報酬は月額3万6,000円とする。教育委員会の委員の報酬は月額3万6,000円とする。監査委員のうち識見を有する者のうちから選任された委員の報酬は月額5万1,000円とする。監査委員のうち議会の議員のうちから選任された委員の報酬は月額2万5,500円とするというものでございます。内容といたしましては4月1日から施行し、農業委員会及び農地利用最適化推進委員につきましては、任期もでございますので、新しい任期の平成28年5月19日から適用するものでございます。なお、監査委員につきましては、これまで月額でありましたが、監査委員のほうから要望がございまして月額としてほしいというふうなことがあり、その改正も行うものでございます。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第24 議案第22号

○議長（村上 正広君）タブレット81ページ、日程第24、議案第22号、日南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

日南町第2回定例28年3月2日

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第22号、日南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について。次のとおり、日南町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要といたしましては、平成28年度与党税制改正大綱において一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、さきに改正した日南町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、町民税の減免に関する規定、第51条、特別土地保有税の減免に関する規定、第139条の3について、所要の改正を行うものでございます。これは公布の日から施行したいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第25 議案第23号

○議長（村上 正広君）タブレット83ページ、日程第25、議案第23号、日南町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第23号、日南町手数料条例の一部改正について。次のとおり、日南町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要といたしましては、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例第10条で規定する手数料の額について、日南町手数料条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、行政不服審査法第38条第1項の規定により、読みかえて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含むわけでございますが、書面の写しまたは交付について、その手数料の額を白黒の場合1枚当たり10円、カラーの場合50円とするものでございます。これについては、平成28年4月1日から施行したいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第23号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第26 議案第24号

○議長（村上 正広君）タブレット84ページ、日程第26、議案第24号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第24号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の一部改正について。次のとおり、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。いわゆるこの内容といたしま

日南町第2回定例28年3月2日

しては、人事行政の運営状況に関する報告事項を追加ということで、具体的には職員の人事評価、職員の退職管理の状況を報告事項に追加するものでございます。また、この改正に伴い削除となった項目による項ずれを修正するものでございます。これにつきまして、平成28年4月1日からの施行を予定しております。よろしく願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）これまでも毎年町報などによって公表されております勤務成績の評定なんですけど、今度の法改正に伴う条例改正によって人事評価の状況っていう表現が変わるんですが、具体的に人事考課、人事評価の手法が変わってくるのかということ、そして国から例えば評価様式というものが示されておるのか、町独自のものなのか、その辺について説明をお願いします。

○議長（村上 正広君）高見総務課長。

○総務課長（高見 正司君）これまでは、人事考課をやっておりましたけども、それはいわゆる上司による該当職員への評価ですね、それを行っておりましたけども、一次考課、二次考課というぐあいに。これに本人に対して目標設定をさせなさいと、こういうようなことに努力して、こういうような成果を上げたいと。きっと企業ではもう一般的にやられてると思うんですけども、それを行政のほうにも入れるということになろうかと思いません。それで一応、県のほうからそういういろんな改正の概要が来ておまして、組織もありますけども、こういう項目について評価をしなさいというぐあいに来ておりますので、それはまた今後整備をしていきたいというぐあいに思っております。

○議長（村上 正広君）ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第24号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第27 議案第25号

○議長（村上 正広君）タブレット86ページ、日程第27、議案第25号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第25号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部改正について。次のとおり、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるとでございます。

これは、先ほどから今回多くあります行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。内容といたしましては、不服申し立てができる期間を現行の60日から3カ月に延長ということでございます。延びるわけでありまして、これは使いやすさの向上を図るためというふうに言われております。それと、不服申し立てと異議申し立てを審査請求に一元化して、言葉の整理をするということでございます。その他用語の整理を今回行うものでございます。施行期日は平成28年4月1日であります。よろしく願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第25号は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第28 議案第26号 から 日程第35 議案第33号

○議長（村上 正広君）タブレットの補正予算ファイルをお開きください。日程第28、ページ(23)

日南町第2回定例28年3月2日

議案第26号、平成27年度日南町一般会計補正予算(第7号)、日程第29、議案第27号、平成27年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第30、議案第28号、平成27年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第31、議案第29号、平成27年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、日程第32、議案第30号、平成27年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第33、議案第31号、平成27年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)、日程第34、議案第32号、平成27年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算(第3号)、日程第35、議案第33号、平成27年度日南町病院事業特別会計補正予算(第3号)、以上、補正予算関係8議案を一括議題といたします。各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。
○町長(増原 聡君) 議案第26号、平成27年度日南町一般会計補正予算(第7号)でございます。歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれ1億6,179万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億5,130万8,000円とするものでございます。また、繰越明許費につきましては、第2表、繰越明許費によるものでございます。また地方債の補正は、第3表、地方債の補正をするものでございます。詳しくは後ほど総務課長等から述べさせていただきますので、割愛させていただきます。

続きまして、議案第27号、平成27年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれ2,970万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億4,669万5,000円とするものでございます。主に減額等の予算のものです。

続きまして、議案第28号、平成27年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の補正をそれぞれ2,577万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億1,230万9,000円とするもので、補正の増額をお願いするものでございます。なお、今回基金を積み上げるようにしておりますが、先ほど坪倉議員の御質問にありましたように、いずれこれにつきますとは公会計というふうなことで、一般会計からの繰り出しができませんという形になってくるということになりますと、独立採算制で水道料金等の値上げをしないといけないという形になってくるというふうな趣旨でございますので、あわせて御理解を賜りたいと思っております。

続きまして、議案第29号、平成27年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)でございます。歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出にそれぞれ3,693万6,000円を追加し、総額を2億3,449万1,000円とするものでございます。あわせて地方債の補正も行うものでございます。これにつきましても、基金の繰り出しも集排につきましても、これも公会計というふうなことの制度になりますので、一般会計からの繰り出しができなくなりますと、これも値上げをしないといけないということになりますので、今回基金の造成ということをお願いをしたいというふうに思っております。

続きまして、議案第30号、平成27年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)でございます。これにつきましても、いわゆる中身の出入りでございますので、具体的な増減はございませんが、保険給付費等の見直しといたしますか、増減ということでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第31号、平成27年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出予算にそれぞれ127万円を追加し、総額を1億8,355万8,000円とするものでございます。これにつきましても、歳入といたしまして日南福祉会から非常に経営が厳しいというふうなことの相談を受けておりました。今回については負担部分については繰り延べという形をとりたいというふうに思っておりますので、また御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第32号、平成27年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ110万円を減額し、総額を587万6,000円とするものでございます。これにつきましても、冒頭申し上げましたことによりまして、発電量が減少するというふうなことでの減額というふうに御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第33号、平成27年度日南町病院事業会計補正予算(第3号)でござ

ございますが、業務の予定量といたしましては、大体年間の患者数が、入院が2万1,327人、それから1日の患者数が大体、入院が58.3人というふうな状況になっております。収益的収支等につきましては、後ほど事業管理者等から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、補正予算関係につきまして提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村上 正広君）高見総務課長。

○総務課長（高見 正司君）それでは、議案データの4、補正予算のデータで説明させていただきます。各事業の前に、繰り越し事業について報告をさせていただきます。

一般会計のみで繰り越し事業はありますけれども、議案データの7ページを開いていただければでしょうか。予算書の中で第2表、繰越明許費というのがあると思います。その款項目とありますけれども、款項の次に各事業名があります。この中で町独自の地方創生加速化型にある事業についても繰り越しがっております。それが企画一般事務、中心地整備事業、公共交通確保総合対策事業、にちなんブランド化促進事業、林業一般管理事業の5事業で、これは総額3,190万円の事業費となっております。なお、以上の事業につきましては、このたびの補正予算にも計上されておりますので、後ほど説明をいたします。また、同じ地方創生の加速化型の事業の中のうち、県西部で広域的に取り組む事業が青年結婚・UIターン促進事業と観光振興対策事業で、計175万3,000円となっております。その他事業については、林道開設あるいは道路新設改良などを計上しております。今年度から翌年度の繰り越し事業は、総計19事業で総額2億7,555万円となっております。

それでは、歳出予算の主なものについては、同じ議案データの131ページから説明いたしますので、131ページをお開きいただけますでしょうか。それでは説明させていただきます。このページ上段の総務課の財政管理事務でございます。国際交流基金への積み立てを420万円計上しております。これまでいただいた524件のふるさと納税、約1,000万円のうち、用途をその他ということで、具体的には町長にお任せしたいということになっております金額の420万円を、今後の国際交流に充てるとということで、国際交流基金に420万円積みましていただくものでございます。

次のページ、132ページでございます。防災対策事業ですけれども、執行経費の増減の中で調整もっております。現在建設をしておりますヘリポートでございますけれども、県の航空隊の最終現地確認におきまして、離着陸の安全性を十分確保するために、隣接地の桜の木が移設が必要となっております。この経費50万円。そして、より安全にドクターヘリが利用できるために測量経費を上げております。県内でもこれ数が少ないですけど、ぜひ日南町でも安全に離着陸できるヘリポートとしての申請をしたいと思っておりますので、そのための測量費を計上しておりますし、また事業がある程度完了見込みによる増額分を含めて、合計4,279万3,000円の減額補正をしておりますので、これに見合った起債等を減らしております。

続いて、134ページをお開きください。企画課の事業の中の中心地整備事業でございます。補正額は11万1,000円の減額ですが、中でも賃金の不用額の減額の方で、自家用電気工作物保安管理業務に係る申請書の手数料がありますし、またそれに係る委託料を計上しております。また、備品購入費388万8,000円を計上しております。

そして135ページ、次のページですけれども、電算管理運営事務でございます。補正額は6,844万円の増です。このうち委託料5,760万円と870万円の賃借料は、国の示したインターネット環境の分離業務に係るセキュリティの強化対策のための強化でありますし、また4月1日から使うパソコンのほうの早期購入も計上しております。財源としては、国の27年度補助の強化対策補助金を計上しておりますが、先ほど申しましたセキュリティ対策費は、全額繰り越しとなる予定でございます。

続きまして、138ページをお開きください。下段の住民課の新エネルギー推進事業では、202万4,000円の減額でございます。石見東太陽光の緊急修繕費や管理委託料、そして家庭用発電助成の減額補正の一方、石見の小水力発電所の建屋の建築工事で発生しました残土処分費184万8,000円を計上しております。

続きまして、その次の139ページですが、じんかい処理事業ですが、修繕工事費の請負差額による工事費の減額と、西部広域の各処分量の見込みの減による負担金の減で1,877万円の減額補正としております。下段のし尿・浄化槽汚泥処理事業でございますが、これは3町衛生施設の建設工事費の次年度への大幅な繰り延べによる負担金が大幅に減額となっております。

続きまして、福祉保健課のほうに移ります。141ページをお開きください。上段の介

日南町第2回定例28年3月2日

護保険事業におきましては、これは介護保険特別会計と介護サービス特別会計の繰出金を計上する事業でございますが、繰出金が1,232万2,000円の増額となっております。先ほど町長からも説明がありました、経営状況による受け入れ予定額の皆減による繰出金が増額となっております。次に、同じページ下の子育て支援事業でございますが、新年度からの保育料の軽減、いわゆる全額軽減対応のためのシステム改修費60万円の増額となっております、またゼロ歳児預かり委託料の150万円の減と合わせて、合計90万円の減額補正となっております。

それでは、146ページを開いてください。下段の農林課、堆肥生産施設管理運営事業ですが、堆肥センターの外壁修繕85万円を計上しております。

そして、149ページをお開きいただけますでしょうか。下段の、旨い野菜の里づくり事業ですが、備品購入費などは入札減なので減額補正をする一方で、水田での園芸作物生産のための排水対策助成に18万2,000円を計上しております。

次の150ページの山村振興一般対策事務をお開きいただけますでしょうか。これは、ゆきんこ村や日南邑への机・椅子等の購入と冷蔵庫などの更新に合計457万7,000円を計上しております。

続いて、152ページをお開きいただけますでしょうか。建設課のほうのページの一番下、簡易水道事業と、そして次のページ、153ページ下段の集落排水事業について、それぞれ繰出金を3,720万円と3,750万円を計上しております。これは先ほど町長からもありましたとおり、それぞれの会計への基金積み立てを行うための繰り出しでございます。

そのほか、国土調査事業であるとか、道路新設改良事業、また道路橋梁維持管理につきましましては、国庫補助金の決定額が大幅に減っておりますため、そのための事業費の減額をしております。

そして、教育課については158ページの下段をごらんください。ここには青少年健全育成事業において、小学生がソフトテニスの中国大会や全国大会に参加した経費に対する派遣費補助6万3,000円を計上しております。

そして、次のページ、159ページ下段ですが、図書館管理運営事務では、図書購入を目的としていただいたふるさと納税33万円分の歳入を計上しております。それを図書の購入費に充てる増額の予算でございます。

そして、一般会計最後の、160ページの学校給食運営事務でございますが、保存食用の冷蔵庫や牛乳冷蔵庫が古くなって緊急的に更新を行うということで、137万2,000円を計上しております。

特別会計については、かいつまんで申し上げます。166ページから169ページまでの国民健康保険特別会計ですが、医療費の見込みによる保険給付費の補正を行っておりますし、財政安定化事業拠出額の確定や、保健衛生事業の見込みによる補正額を計上しておりますし、日南病院のトイレ改修に係る繰出金の増額補正を計上しております。

また、170ページからの簡易水道会計では、事業費などの見込みによる減額の補正のほか、基金の積立金の予算を計上しております。

また、172ページからの農業集落排水会計も同様でございます。事業費の精査と基金の積み立ての予算を計上しております。

そして、2ページ後の174ページでございます。介護保険事業の特別会計では、給付費の見込みや事務費の補正をするように計上しております。

そして、4ページ後の178ページでございます。介護サービス事業では、ここでは歳出のほうですので、備品購入の減額と特浴の移設経費を計上しております。

そして、特別会計最後の179ページですけれども、再生可能エネルギー事業は町長からも説明がありましたけれども、維持管理費の減額補正となっております。

以上、補正予算の概要については説明しましたが、161ページから165ページまでには地方創生加速型の諸事業を上げております。これにつきましては、地方創生専門監から説明をさせます。

以上、私のほうからの説明を終わらせていただきます。

○議長(村上 正広君) 山中専門監。

○地方創生専門監(山中 慎一君) それでは、地方創生加速型交付金につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

タブレットの161ページ、議案第26号資料に基づきまして説明をさせていただきます。資料左側の下段ですけれども、地方創生加速型交付金の概要、イメージ図というものがございまして、そこにも記載がありますように、今回の交付金につきましては地方版総合戦

略に基づき各自治体の取り組みについて、その先駆性を高め、レベルアップの加速化を図る目的として、平成27年度補正予算で1,000億円計上されたものでございます。ただ、これにつきては、今現在、政府で進めております一億総活躍社会の実現に向けた取り組みについても支援をするものとなっている関係上、極めてハードルが高いものでありまして、先駆性の有無というものが一つの採択要件となっております。

具体的な支援対象としましては、資料にもございますように、しごと創生・人の流れ・働き方改革・まちづくりの4分野に限定がされておりました。さらに求められている要件につきましても、自立性・官民協働・政策間連携、このいわゆる政策間連携と申しますのは、2つの課が横断的に連携をしながら1つの事業を進めていくものという形に位置づけられております。4つ目ですけれども、事業推進主体の有無、この4つを全て網羅しなければならぬという条件が課せられておるところでございます。これを踏まえまして、今回日南町ではまちづくりの分野、とりわけまちのにぎわいの創出という部分を選択させていただき、主として道の駅にちなんで日野川の郷の運営に関する事業や、移住定住に関する分野について全体的な事業構築をさせていただいております。

御承知のとおり道の駅プロジェクトにつきましても、平成27年度当初より進めてきた事業でございます。27年度について主にまちの特性を生かした運営方法の議論や、町民に対する取り組みの賛同や参加を促し、直売所に多くの商品を集める目的で出荷者協議会を立ち上げるなどの取り組みを行ってまいりました。これにより、全国初カーボン・オフセット道の駅という、これまでもない道の駅の運営を行うことが決定し、農産品についてはある程度の出品が見込める形となっております。平成28年度につきましても、まさに運営という面について結果が求められる年であり、集客に向けた仕掛け、必要となる人材、販売する品物など、当該交付金を活用しながら、役場、商工業者、町民の皆様が一丸となって取り組んでいく必要があろうかと思っております。

なお、資料の先ほどのイメージ図でございますけれども、右側に28年度新型交付金という項目がございますが、平成28年度からは地方創生に関する交付金は、全て法律補助という扱いになります。具体的に申しますと、地域再生法という法律がございますが、現在、この法改正を行っております。地方創生関連で取り組む事業については、今後この法律に基づいて地域再生計画を策定することが条件となってまいります。その策定した地域再生計画に掲げた事業の2分の1が、国から補助金という形で配付をされるという仕組みになっております。これにつきましても、現在国会で法案審議中ということもあり、成立施行も未確定の状況でございますので、28年度の当初予算については、当該交付金に係る事業は計上はしておりません。これについては、法律が成立後、全容が明らかになった時点で私のほうで一度精査をさせていただきます。場合によっては補正予算措置を講ずることもあろうかと考えておりますが、まずはこの加速型交付金を活用しまして、関係者一丸となって頑張りたいと思っております。

以上をもちまして、加速型交付金の説明とさせていただきます。

○議長(村上正広君) 中曽病院事業管理者。

○病院事業管理者(中曽森政君) そうしますと、病院の補正予算について説明させていただきたいと思っております。

補正予算ファイルのほうで説明させていただきますので、よろしくお願いをします。タブレット117ページ、よろしいでしょうか。今回の補正は、収益的収支予算について、収益と費用について最終見込みに基づいて調製したものであります。収益、費用とも645万7,000円の減額で、補正後の予算額を11億1,270万3,000円とするものです。

タブレットの125ページをお開きください。まず、収益についてですが、入院収益、外来収益は変更ありませんが、その他医業収益中、予防接種等の公衆衛生活動で384万円の増を含む、433万1,000円の増としています。

次に、介護サービス収益では、療養病棟の利用に当初ほど見込みがなくて931万1,000円の減額としております。また、一般会計からの医業収益に係る繰入金は、交付税の確定などにより102万1,000円の増とする一方、医業外収益での一般会計からの繰入金は184万1,000円の減としております。

次に、病院事業費用については、材料費、特に薬品になりますが、実績により386万9,000円の減、主に灯油の値下げや燃料費の節減、賃借料の減によって経費を499万円の減とする一方、昨年度末の購入に係る機械備品、その減価償却費ですが247万9,000円を加え、差し引き645万7,000円の減としています。

資本的収支につきましても、収入において療養環境の改善特別調整交付金の計上によ

日南町第2回定例28年3月2日

り、国の補助金598万6,000円の増と、企業債の額の確定によりまして30万円の減で、差し引き478万6,000円の増としております。支出については変更ありません。

以上、御審議をお願いいたします。

○議長（村上 正広君）ここで暫時休憩をいたしたいと思っております。再開は午後1時といたします。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

○議長（村上 正広君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中に各議案の説明まで終了をいたしました。

これより各案に対する質疑を許します。

質疑は議案ごとに行います。

まず、議案第26号、平成27年度日南町一般会計補正予算（第7号）から質疑を行います。質疑は各課ごとにこれを許します。

なお、地方創生事業分については、別に質疑を行いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

初めに、131ページから133ページ、総務課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）次に、134ページから136ページ、企画課について質疑を許します。

8番、近藤仁志議員。

○議員（8番 近藤 仁志君）済みません。134ページに食味計の購入が載っておりますけど、これの運用とか活用方法について、どういう考えをお持ちかお伺いしたいと思います。

○議長（村上 正広君）木下企画課長。

○企画課長（木下 順久君）失礼いたします。中心地整備事業の中での備品購入費、食味計でございますけれども、このたびの道の駅直売所におきまして、米の販売を考えております。その中で、今ずりというふうな方式での商品提供も考えておりまして、その中でやはり食味を数字であらわしながら、有利販売につなげていくという特色を出したいということで、店頭販売における食味をはかるための食味計を設置をしたいというふうに考えております。

○議長（村上 正広君）8番、近藤仁志議員。

○議員（8番 近藤 仁志君）これに関して、民間の方の利用とかは考えておられませんか。

○議長（村上 正広君）木下企画課長。

○企画課長（木下 順久君）現在のところ、店頭販売用ということで置かせていただくようになるとは思いますが、運用につきましては、今後協議をしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（村上 正広君）次に、137ページから139ページ、住民課について質疑を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）住民課の住基ネットと今度のマイナンバーの関係で補正がありますけれども、1月からマイナンバーの交付が始まったわけだけでも、実際に交付の状況はどうなっているのか。例えば、顔写真の撮影の機械とか、いろんな備品等が設備が要るわけだけでも、このマイナンバー関係の施設整備の具体的な中身についても教えてください。

○議長（村上 正広君）久城住民課長。

○住民課長（久城 隆敏君）済みません。交付状況につきましては、済みません、把握しておりません。また後ほど報告のほうをさせていただきますけれども、現在いわゆる第一期につきましては、既に12月末までに申し込みがあった方については、窓口に来ていただきましてその手続をとっていただいております。ただ、中央等のいわゆるラインのトラブル等がやっぱり時々発生しております。これは2度、3度起こっております。そのあたりについては現在究明中というふうに聞いております。

あと写真等の撮影につきましては、いわゆるマイナンバー申請の際に必要なになります。文化センターのほうでその写真撮影のほうを行っていただいておりますので、もし来られ

日南町第2回定例28年3月2日

た方につきましては、照会があった折にはそのように御案内をさせていただいております。

あと、もとのいわゆる不配達、いわゆるお手元に届いてない方につきましても、まだおられますので、そのあたりにつきましてはいろいろ直接連絡をとるなりして、お手元に届くように調整をさせていただいておるところであります。

○議長（村上 正広君）10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）今、写真撮影のこと、文化センターでと言われましたけども、写真データは個人情報でたしか10年はずっと残っているというふうに思っていますが、そういう管理はどういうふうにされてますか、写真のデータ。

○議長（村上 正広君）久城住民課長。

○住民課長（久城 隆敏君）管理といいますのは、いわゆる写された方のデータという。

○議員（10番 久代 安敏君）写真のデータ。

○住民課長（久城 隆敏君）一応、いわゆるその……（「写真を持ってきてもらう」と呼ぶ者あり）

写したデータというのは、いわゆるいわば写真店とか、その保管する義務はないというふうに認識しておりますけれども。

○議長（村上 正広君）10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）だって窓口は、マイナンバーのその写真のデータも保管するように法律で書いてありませんか。第三者が仮に撮影されたら、そういう写真データはどのように管理されるのかということも含めてお聞きしたわけです。

○議長（村上 正広君）久城住民課長。

○住民課長（久城 隆敏君）それは中央のいわゆるネットでつながれておりますので、その顔写真も当然そのデータとして保管されることになるわけですが、そこで暗証コードを入れていただきますので、いわゆる今度窓口に来ていただいた方に。

○議員（11番 福田 稔君）違う違う。写真の原板をどうするかという。（「誰が保管するかいうて」と呼ぶ者あり）

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）これはその場その場といいますか、当人の方の意向によると思うんですけども、いわゆるこれは人によりましては、例えば他町の写真店に撮られた方もおられます。その場合、例えばそのデータを自分がいただきたいということであれば当然相談をし、画像にしてほしい、データは消してくれということであろうと思っております。例えばファイルといいますか、カードを持って行って、これに写してほしいということであればそうだろうというふうに思いますが、最終的な写真店とか、それからいろんな写すところのデータというのは、個人の管理ということになりますけども、公のものの管理は先ほど久城が申したとおりのような管理になるというふうに御理解いただきたいと思っております。

○議員（11番 福田 稔君）写真だけ。

○町長（増原 聡君）うん、そうそうそう。

○議長（村上 正広君）いいですか。10番議員、いいですか。

4番、古都勝人議員。

○議員（4番 古都 勝人君）私もこの住基カードとマイナンバーとの関連で質問をさせていただきます。いわゆる似たようなものができるわけで、住基カードが毎年五、六百万経費がかかっておるわけですし、このマイナンバーに移行した段階で住基カードは廃止されるべきだと思っておるんですが、そこら辺の経緯、今後の予定がありましたらお聞かせをいただきたいと。

○議長（村上 正広君）久城住民課長。

○住民課長（久城 隆敏君）まず、住基カードにつきましては、これから新たな発行はいたしません。いわゆる12月で発行はもうやめておりますので、新たに住基カードは発行することはございませんし、今お持ちの方のいわゆる住基カードは、その期限が参りますまで有効となります。あと、これまで使っておりましたシステムにつきましては、今度はそれをマイナンバーのほうに移行して使いますので、無駄にはなりません。それをいわゆるマイナンバーのネットとして使うこととなりますので、有効にこのまま使わせていただきます。

○議長（村上 正広君）4番、古都勝人議員。

○議員（4番 古都 勝人君）そこでたしか住基カードの人数はそんなに多くなかったと思っております、もうこの際、毎年500万、600万かけていくのであれば、なくなるま

です、有効期限が切れるまでかけていくのなら、声かけをして全員乗り移ってもらえば、非常に経費的にはいいと思うんですが、それがなぜできないのかについて教えていただきたいと。

○議長（村上 正広君）久城住民課長。

○住民課長（久城 隆敏君）今、国の法律で定められておりますので、いわゆるこの間は住基カードとマイナンバー、いわゆる併用をさせていただくしかないというふうに認識しております。

○議長（村上 正広君）4番、古都勝人議員。

○議員（4番 古都 勝人君）今、お話になった法律があるということですが、やはりそういうところは町長あたりが西部の、例えば県の、あるいは全国のそういう大会で国政に対して要望されれば、うちの町だけでなく国内でいうと莫大な金が重複事業に、言葉は悪いですが、重複事業に投入されるわけですから、首長としての運動あたりも展開していただければ非常に財政の弱い地方は助かるんだろうと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）正直なところ、国に要望する以前に多分期限のほうが先に来るんだろうなというふうに思っております。なかなか国が法律を変えるということになると、またさまざまな手続がありますので、多分失効することのほうが早いのではないかとこのうには思っておりますが、今いただいた意見というのは、確かにこれからもそういうふうなことが生じないようにやっぱりやっていく、国も考えていただきたいし、我々も考えていきたいと思っております。

○議長（村上 正広君）次に、140ページから144ページ、福祉保健課について質疑を許します。

7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）ちょっとページがすぐ出せんで申しわけないですが、おおくさ荘から特浴を移設されるという計画になってますが、午前中の過疎計画のとこと若干重なるんですけども、どこに移設をされるのか、そしてその後の施設、当面28年度どういう運営管理をされるのか伺います。

○議長（村上 正広君）梅林福祉保健課長。

○福祉保健課長（梅林 千恵君）特殊浴槽につきましては、年次計画によりまして更新をしてきているところです。それで、今年度、平成28年度はかすみ荘のチェアーインバスが14年目を迎えております。また、あかねの郷にありますチェアーインバス2基が11年目を迎えておりました、この3台を、耐用年数は大体6年とされておりまして、これの更新を予定しておりましたところです。一方、おおくさ荘は今、休止状態でありまして、職員の確保ができればなるべく近いところで開設したいということで、機器等はそのままにしてあります。おおくさ荘のオンラインバス、横になったまま入っていただくものが、28年度で4年目です。チェアーインバスは5年目の機械が入っております。そちらの機械はそのままに、新たに必要なところを更新をと考えておりましたが、おおくさ荘はことし28年度も再開できる見通しが今のところ立っておりません。それで、更新予定として上げておりますチェアーインバス、それからオンラインバスにつきましては、その前にあかねの郷のチェアーインバスは、座って入る形式のものですが、制度も変わりまして重度の方しか対象にならないということもありまして、オンラインの寝たまま入る風呂に変えてほしいという希望も出ております。そこでおおくさ荘にありますお風呂を移設をすることによりまして、置いたままになっている機械の耐用といいますか、使わないことによる劣化も進むということでもありますので、その2台を移動させて、設置をし直して使いたいと考えております。

○議長（村上 正広君）答弁漏れがありますか。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（梅林 千恵君）済みません。失礼します。さらに、おおくさ荘がまた再開の見込みになった場合にどのようにするかということですが、その場合にはまた新たに要求をそのときにはしたいと考えております。

○議長（村上 正広君）7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）まず移設の費用、具体的に幾らかかるのかということをお話をいただきたく思いますが、1年間休止をされて、設備をいいものから持って出るといことになると、なす崩し的に閉鎖に追い込まれるという、非常に心配をするわけですが、いざ再開しようと思っても、また多額の特浴の備品を入れなければ再開できない

日南町第2回定例28年3月2日

というようなことが、逆に足かせになるという心配もするわけでありまして、町として当然福祉会の運営方針というのがあるわけですが、町としておおくさ荘を今後、あくまでも再開を目指すというかたい決意があるのかどうか。福祉会へ任せるといって人材が集らにや仕方がないわという思いなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）まず移設費用というのは40万円でありまして、そういう費用でありまして、それと当然、今言われるように、それを移設したからなし崩し的にというふうな話もあるのかもしれないけれども、根本的にはやはり私も誰がしよとやっぱり資格を持った方、福祉の資格を持った方等が人数がそろわないと、誰が行ってどうにかなるというものではないです。したがって、やはり町として今回も福祉会のほうには初任給を上げてほしいということ、高卒は役場より高いですし、それから短大卒も、それから大卒のほうの給料も上げさせていただきました。そういうふうなことを通じて、やはり人員を確保した上でやるということになりますけれども、それがやっぱり確保できないということであれば、それは閉鎖なり、閉めるということ、やはり福祉会の経営としては仕方がないというふうに私も思っております。

○議長（村上 正広君）7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）福祉会の方針ということを中心に置かれるということなんですけれども、高齢者、福祉、介護について、介護保険を運営する町として町内の介護サービスについては、県立石霞苑からの移設経緯も含めて、日南福祉会にとにかく担っていたんだという方針できているので、ですんでやっぱり町として、町内全体の介護保険、あるいは介護サービスを提供していく上において、先ほどのような町長の、福祉会のほうで人材を確保できなかったら仕方がないということ、本当にそういう方針なのか、町として日南町民に対して十分な介護サービスを提供するために、人材確保に汗をかくという思いが、思っている人材確保に福祉会と協調されて動かれる、そういう思いがあるかどうかということが。それによって今後のおおくさ荘の運営方針も少し明確に示していただきたいと思

います。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）何度も繰り返しておりますように、福祉会とは常に協議をいたしておりまして、いわゆる給与の面とか待遇の面とかというふうなことについても協議をいたしております。また人事管理体制等につきましても、町のほうでお話をして、いい人材はいないかとかという話はしておりますので、町として全く福祉会に任せてやっているとことではありません。当然、今回の福祉会の償還金の繰り延べにしても、そういう話もしっかりしておるわけです。町として、ただ考えていただきたいのは、1回、町としてかつて町の職員だった皆さん方を、いろいろな形がある中での行財政改革の中で、あくまでも民間という形での日南福祉会に移管をしたという経過がありますので、それをまた日南町に戻すということはないというふうに思っておりますので、一緒になって当然やっていくことは必要だというふうに思っておりますし、当然日南町でも福祉会の人材の確保のために副町長も、例えばYMCAに行つてそのような話もしておるわけですので、町として全く手をこまねているということではないということだけは、しっかりお話をしておきたいというふうに思っております。

それと、もう1点、やはり私も、施政方針にも書きましたように、今の国の方向自体が、いわゆる在宅介護というふうなことを言い出して、かつては施設介護、そしてヘルパーさん等の派遣の基準等も、それから施設の入所基準も、相当軽度の方まで見ておられた方はあるわけですね。そういう方々が、今は厳しくなってきた中で、やはり福祉の現場としても非常に厳しい介護の仕方が、現状があるというふうなことがある中で、その辺のところもこれは根本的に国全体として見直していかないと、日南町の方向がどうかということではなくて、やはり国の制度をやらないと、日南町が単独で独自の制度で高齢者の方々の福祉を充実させるといことはなかなかできない部分もありますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（村上 正広君）7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）おおくさ荘の今後の施設、どうあるか、どうされようと考えておられるのかということ、聞いてみたいわけでありまして、国の施策の言われることはよくわかりますし、今さら町営の職員に戻すというようなことは全く考えておらないということ、を申し上げておきたいと思っております。

○議長（村上 正広君）10番、久代安敏議員。

○議員(10番 久代 安敏君) この介護サービス事業の特別会計での日南福祉会の負担金です。ね、それを減じるといふことで繰り出しがされておりますが、この金額はことしの当初予算のときに1,189万2,000円を上げられていますが、これは訂正されて2,795万3,000円、償還のそれぞれ交付税を算入部分を引いた後が、ずっと向こう何年間かの計算方式がありますが、それで2,795万3,000円だったわけですよ。この1,232万2,000円、このうち特浴の移動費を引いたところが1,189万2,000円になると思っておりますが、そのいわゆる留保した当初予算からそれだけ減じている諸収入の根拠を示してください。といいますのは、ことしの当初予算も2,795万3,000円を計上されているわけですよ、諸収入に。どういうふうな諸収入を、どういうですか、収入を受けるのを一定期間待つのか、どういう仕組みをつくっているのか、やっぱりきっちり示す必要があると思っておりますよ。それをお聞かせください。

○議長(村上 正広君) 増原町長。

○町長(増原 聡君) 余り言いたくはないんですけども、当初予算の一千何百万は消し忘れでした、正直なところ。福祉保健課のほうは当初、全額を減免したらどうかというふうなことがあっておりました、それはだめだと、査定の中でだめだという話をしました。それから、半分ではどうかというふうなことを、約半分ではどうかというふうなことを出して、それもだめですよ、当初からそういうふうな話を出すこと自体おかしいじゃないかというふうなことで、査定ではゼロにしたつもりだったんですけども、どういうわけか残っておったということであり、正直なところ。そういうことであります。

今後については、やはりそれはそういうことであったということに御理解いただきたいと思っておりますけども、今後についてはやはり福祉会と連携をとりながら、ことしのように経営状況を見ながら考えていくということになろうかというふうに思います。

○議長(村上 正広君) 10番、久代安敏議員。

○議員(10番 久代 安敏君) 予算審査のときに福祉会からいただく負担金は2,795万3,000円で確認したはずですよ、たしか。ちょっと福祉保健課長、正確に教えてください。要するに、向こう30年間ぐらいの介護サービス債と過疎債とあるわけだけども、その償還計画がありますよね。その償還計画に基づいて、来年度も当初予算に28年度ものせていられるわけですから、諸収入として受けれるように予算を組んでいられる。じゃあなぜ1,100万かということをお聞きしているわけですよ。

○議長(村上 正広君) 梅林福祉保健課長。

○福祉保健課長(梅林 千恵君) 先ほどの福祉会さんからいただきます使用料のことについてですが、先ほど町長が説明いたしましたように、当初予算で償還予定表よりも少ない額を計上することを検討しておりました。いろいろな案がありまして、その中で検討しておりましたが、そちらの、現在、予算書に残ってしまっているものにつきましては、いろいろな案の中で27年度以降の償還を50年に長くした場合の計算の数字が、試算のものが残っております。福祉会さんとしては、当初予算を立てられる段階で使用料を計算して予算を立てられる場合に、年間の使用料の額が圧縮されなければ、なかなか計画が立てづらいうような事情もあるようで、そういうことから検討をいたしました。結果として、約2,795万4,000円の予算に訂正すべきところを、こちらの事務不手際で検討中の数値が残ってしまいました。申しわけございませんでした。毎年決算状況を見て検討するということになりました。27年度につきましては使用料の猶予ということで、償還計画を1年ずらして、来年度もことと同じ額の予定を上げるということで、27年度については使用料をゼロということに計算しております。

○議長(村上 正広君) 10番、久代安敏議員。

○議員(10番 久代 安敏君) じゃあ、その繰り延べ償還ということをお聞きしたけども、50年に。それでは繰り延べ償還だったら、やっぱりそれは確かに町長は決まったルールできっちり受け入れなくてはいけないという考え方を、今もってずっと持っておられるから、やはり繰り延べになるわけですよ。期間を長くして償還、諸収入として受けるといふ考え方では、いろいろ議論があるけども、介護報酬も下がって、しかも職員の状況もある。いろいろ努力されておられるけども、やっぱりそこをそういう施設そのものがやっぱり公共が建てた場合は高いわけだから、もうちょっと検討すべきだということ、議会の中でもそういう意見もあつた経過はあるわけだから、単純に繰り延べだけでいいのかどうなのか。負担金そのものを減らすことを、絶対額を減らすことも検討すべきじゃないかというふうには私思っておりますけども、その場しのぎじゃないですか、そういう意味ではある程度、経営に対して一定の猶予をしたみたいなお話では、私は根本的な解決にならないと思っておりますけども。どうでしょうか、町長でも福祉保健課長でもいいですけども。

日南町第2回定例28年3月2日

○議長（村上 正広君）中村副町長。

○副町長（中村 英明君）補正予算についての答えにつきましたは、最終的には今年度の償還分はゼロですということを確認させてやっていたらいいというふうには思っておりません。また、償還に伴う考え方ですけれども、行政がするから高いって話はあるのかもしれませんが、ただ、そうはいってもやっぱり今の段階では、過疎債と介護サービス債を適用した形の、いわゆる町が償還に係る部分だけの基準にしながら償還金を設定しておりますので、もともと建築が高いって話もあるのかもしれませんが、とはいいいながら、どういんでしょうか、過疎債については30%って話になっておりますので、そういう観点から申し上げますと、施設自体の、どういんでしょうか、取得価格につきます。ただ実際には、今の段階、そういう計算をしながらでも、単年度で申し上げますと2,700万ですね、最高では、一時的にですけれども3,000万前後というところはあるのかもしらんというふうには記憶はしておりますけれども、基本的には今の制度の中できちんとしていくべき数字だということに思っておりますが、経営状況に応じてやはり軽減ということ、今後も検討していきたいというふうに思っております。○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）今、その場しのぎではないかというふうな御意見もありましたけれども、私は違うというふうに思っております。久代議員こういう質問をよくされてますけれども、私は余り、別にこれが悪い質問だと思っております。こういうことを議会の中で話をすることによって、私は福祉会の中では、そういう議論をされておって自分たちはもっと頑張らないけん、町に迷惑かけちゃいけん、だから頑張るやらないけんという気持ちが生まれることは非常によいことだと思っておりますので、そういう意味では、安易に私はこれだけ低くしましたから、例えば給料をどんどん上げちゃおうとか、それから安易なサービスでいいんだとかいうふうなことにはならない歯どめになってるというふうに思っておりますので、決してその場しのぎの論議ではないと、福祉会と論議をしとるのではないということだけは申し上げておきたいというふうに思っております。

○議長（村上 正広君）4番、古都勝人議員。

○議員（4番 古都 勝人君）私は、1,232万2,000円のお話があった40万のほうの話もさせていただきます。移転費用ですね。先ほど同僚議員からもなし崩しというような表現もあつたわけですが、そこら辺が問題だと私も思っております。前回休止になる経過については、いわゆるスタッフのほうの一定数がないとできない、1名、2名欠けてもそれはできないんだという話は聞いた記憶をしております。例えば、今年中に今対策をとられて、スタッフが集まったとなれば、すぐにでもオープンできるという論だと思っておりますよ。そうしたときに、わざわざ40万かけてあちちに持って行って、また40万かけて戻すという話なんです。これがこの論議でなくて、問題のなし崩し、施設の集合化という観点で動いておるとすれば、きょう町長、施政方針言われたた町民主役ですね、関係者の声を聞いて進めていくんだという施政方針、6番目の中の観点からいうと、私も持論でありますけれども、これまで3施設あつたわけですが、これを2施設に集約すると。そうしたときの地理的配置ということ、1、2、3とあれば1と3を残すのが普通で、2を休止するべきだと思っております。ですから、俗に言う山の上地区にはもう全くと。霞地区、あるいは下石見のそこに集中してしまうということは、当然町の外れから行く人は遠い距離になります。ですから、3施設が2になる場合には、普通の場合、常識的には1と3を残して2の様子を見ると、こういう流れになるところを、都合で1と2を残すんだと、3を休止だという論でしたから、そこから持っていくということは誰かが考えても、これはもうなしだよと、使えるものはみんなこれから持っていくという話になりやすいんで、私はそういう方向にするにしても、町長の施政方針6番、町民の声を吸い上げて本当にこっちの人はどう思うんだというスタンスを、あるいは、パフォーマンスじゃいけません、行動を本当は1回とられてから、この40万施行のほうがおさまりがよかったんではないかなと思っておりますが、町長どうですか。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）この論議ですけれども、当初このチェアーインバスですか、こういうものが要るといって何千万という要求が出ましたので、実際、今の山の上の施設のバスはどうなのかという話をしたときに、これは使っても使わなくても耐用年数でやはり傷むんだと。使ったほうが逆に有効だというふうな議論が出ましたので、意見が出ましたので、それを聞かせていただいてそういうふうなことにいたしました。確かに、おっしゃ

日南町第2回定例28年3月2日

るように、AとBとCがあっても真ん中のところを、一部に固まって山の上さん、旧3ヶ村のところにないんだと、いってもありましたが、これもやはり冒頭休止をするときに、福祉会の中での人材をできあがる程度集めて、複合的に使わないとほかの施設もだめになる。例えばデイサービスができなかつたり、ショートステイもできなくなると、そういう状況の中で、何とかそこでやらせてほしいという話があったわけですが、それは言葉とすれば確かには、住民の方々の声はあるというふうには思っていますけれども、実際の利用者の数、それか今の福祉会の職員の現状からいうとやむないということで、たしかこの話についてはそういう話になったというふうには思っています。ただ、やはり理想なのは、やはり先ほど坪倉議員もおっしゃったり、古都議員もおっしゃったように、やはり日南町、高齢者が非常に多い町でありますので、福祉の担当をする方をどんどんふやして、しっかりとした福祉をやって、日南町で住んでよかつた、死ぬときに日南町で生まれて育てて死んでよかつたなというふうなことを、やっぱり思っていたようなことをしたいとは思っておられますので、決して、言葉として悪いですけども、どっかの町は合併をして、どっかの病院から何か剥ぎ取って剥ぎ取って剥ぎ取って、とうとうにはカーテンしかなかったというふうなことにはさせたくないというふうには思っておりますので、そういう気持ちを持ちながら、また福祉会と継続協議をしてまいりたいというふうには思っております。

○議長（村上 正広君）4番、古都勝人議員。

○議員（4番 古都 勝人君）今、説明いただきまして状況も私もわかるわけで、理解もできるわけですが、それならそれで説明の中にありましたけれども、使わなくても傷むだというような表現はもうやめられて、とりあえず人的対応とか効率の問題を前面に出されて、こういう状態だという説明でないと、使わんから傷むけえという話なら、いわゆる1、2、3の2のブロックを、少々遠くても持って行って使や傷まんという話ですから、ですからそういう説明はちょっとおかしいと思うんで、やはり人材の問題とか営業効率とか、そういうものの説明をしていただかないと、そこに住まう方はやっぱり自分らは損しとらせんかとか思うわけですし、これも数年前、町長が言われた、今も説明されましたけど、いわゆるついの住みかの論理がようやく浸透してきたところで、そういう説明は私は困ると思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）そういうふうには捉えたのであれば仕方がないというふうには思いますが、ただ実際問題として、今回そういう要求が他のところからも出ておりましたので、効率的に考えて財政上も非常に厳しい中で、今、使用料ももらわない状況の中で、じゃあ新しく過疎債等を使いながら、また福祉会の福祉の起債を使いながら負担をふやすのは非常に厳しいというふうなことで選択させていただきました。

○議長（村上 正広君）次に、145ページ上段、保育園について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）次に、145ページ下段、農業委員会について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）146ページから152ページ上段、農林課について質疑を許します。

7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）146ページの後継者育成ですけども、これ委託料2,000万減額になってますが、これの詳細について説明をお願いします。

○議長（村上 正広君）青葉農林課長。

○農林課長（青葉 誠也君）委託料の事業は、エネルギーにちなんに対して農林業研修生事業を委託をするという本旨の事業でございますが、予算の関係で平成27年度予算を作成をする段階で、26年度の地域先行型の予算を補正予算として計上し執行をしたということとございまして、27年当初のほうについては、当初予算の説明時点ではいい使い方を考えてこの事業を十分予算として執行しなさいという御指摘をいただいておりますけれども、現段階においてはエネルギーにちなんのほうの、体制的にも研修事業をこれ以上の規模拡大はできなかつたということで、今回27年度の当初予算分を落とさせていただいたというぐあいに思っております。

○議長（村上 正広君）7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）わかりましたが、850万は執行されたということですよ。ちょっとここでも発言をさせていただきたいんですけど、この補正予算、当初予算もですけど、説明資料が非常に説明不十分だと思います。この説明資料でも、委託料

2,000万減額だと。当初予算2,850万でしたから850万しか使われてないということなんで、今聞いたわけなんですけども、口頭での説明も十分ないという状況。例えば福祉保健課の予防一般のように、詳しく書いていただくと非常にわかりやすいというふうに思います。町長なり総務課長、よろしくお願ひしたいと申しますし、また来年度予算、新年度予算のところで申すんですけども、新規事業の説明などについても非常に不十分、事業内容が言葉で二、三行書いてあるだけで。例えば補助金は幾ら、どういう対象者にどういう基準で幾ら出すかというようなことまで書いてないと、特に新規事業の説明にはならんというふうに申します。

それはそれといたしまして、次、149ページの旨い野菜の里づくりで、これも減額530万円ですが、ここの新規事業の精査、ここの説明をお願いをしたいと思います。

それとあわせて、各地域、まちづくり協議会を中心とする地域で野菜生産グループがどれだけできて、どれだけ機械が貸し出しを執行できているのか。あと山菜グループの状況について説明を求めます。

○議長（村上 正広君）青葉農林課長。

○農林課長（青葉 誠也君）備品購入費をちょっと減額をしておりますのは、これは27年度事業でマニュアルプレッダー、堆肥の機械を導入いたしましたけれども、その関係で入札減が出ておりました、それが大部分でございまして、それとあわせて、がんばる地域プランのトマト、ピーマンの推進の中で5カ年計画を立てて、年次計画でやるという組み立てをしておりましたけれども、今回初年度に入れるべき機械、5年間では入れたいんですけど、初年度としてはちょっと入れることができなかった事業がありますので、それを次年度に送るために減額をしたということとございまして。

それから、今回野菜を推進するに当たりまして、各地域において野菜生産グループをとということで、推進といえますか、事業紹介をしておりましたけれども、大体7校区を予定をしておりましたが、1校区から新しいグループをつくっていただきました。それと、共同利用機械を貸与しますという事業も同じようにやっておりましたけれども、なかなか共同利用の組織ができないということもございまして、機械のほうは購入を見合わせております。それらとあわせて備品購入費のほうも減額となっておりますということでございまして。

それと、山菜グループにつきましては、山菜を山どりをしようというグループと、それからもう一つ、山菜を育てようというグループをつくりたいということで、実は町内の皆様方に呼びかけをいたしまして、山菜グループに手を挙げるという方が何名かいらっしゃいましたので、実は1回お集まりをいただいて、山菜を山どりをすることについては、なかなかそれをお金にすることは大変だと。山菜というのは、やはりあちこち行って皆さんとられるわけですけども、所有権になるとちょっと若干疑義があるというような御意見をいただきまして、山菜をじゃあつくるほうで、畑の山菜というような形にちょっとシフトしていこうということと、皆さんとはその会議を終えまして、なかなかその後、町内でいい品物をとということにならなかったという状況もございまして、それとあわせて、昨年の春からアスパラをつくらうということと、アスパラの生産クラブを立ち上げまして、どちらかというところに移行して、ちょっと生産グループのほうの立ち上げをいたしました都合によりまして、山菜については何とか山からとって出るという仕組みをつくりたいと思っておりますが、もう少し時間をいただければというぐあいに思っております。

○議長（村上 正広君）152ページ中段から156ページ、建設課について質疑を許します。

4番、古都勝人議員。

○議員（4番 古都 勝人君）簡水の関係ですが、町長のほうの。（発言する者あり）繰り出しがあるじゃないですか。お願いします。

いわゆる町長の話の中で、今後そうみやすく積み立てられないとなるだろうと。激変緩和という説明を先ほどいただいたわけですけども、町内には水道のないところもあるわけですし、水道は立ち上げからいわゆる、簡単に言やあ組織があって、どれぐらいかかるだとかいうことで、それによっても額が違った経過があると思います。そこは激変緩和をかけるけども、水道のないところの地区の人も、やはり同じ町民でありますけれども、そこら辺についての配慮あたりは考えておられるのかどうか教えていただければと。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）いわゆるないところにつきましては、井戸水というふうなもので掘削というふうなところでのものを継続するというふうなことで考えております。

○議長（村上 正広君）4番、古都勝人議員。

日南町第2回定例28年3月2日

○議員（4番 古都 勝人君）水道は今後のこともあって、いわゆる今から積んで手助けをするという話なわけで、そういったないところの方の、例えば井戸の掘削負担率を上げるとか、そういうお考えがないかということを知りたいんですけども。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）今どの程度、人によって非常に金額が違いますし、町内でもだんだん井戸を掘削をされる方が少なくなってまいったり、隣の町でもそういうふうな経過がございます。そういうふうな実態の中を、また調査して勘案してみたいというふうに思っております。

○議長（村上 正広君）7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）同じところなんですけども、3,720万なり、農集では50万ということなんですけども、これの金額の算定根拠について説明をいただきたいと思います。消費税10%引き上げ、1年後に控えて、それまでには水道使用料金等も含めて特会の経営について、きちんと精査をするということだったんで、そういった精査に基づいた金額なのか、とりあえず余剰金の範囲で積み立てたということなのか、ちょっと積算根拠について。

○議長（村上 正広君）高見総務課長。

○総務課長（高見 正司君）これにつきましては、全体的な財源の枠どりの話のこともありまして、3,750万ですね、簡水からは3,720万というのは、簡易水道から一般財源の余剰金が30万円ありますので、積む額は両方とも同じです。額としては、それと、常々言われております基金への積み立て、余剰金の2分の1を下らない額、それもしんしゃくしながらこの額を決定させていただいております。（「経営的収支」と呼ぶ者あり）的なものは……（発言する者あり）ええ、そうですね。

○議長（村上 正広君）7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）そこはわかりましたが、次の、113ページの地籍調査6,400万、今予算の3分の1を超える額が減額されておるんですが、一部において一筆調査から登記完了までおくれとるんじゃないかというような話も聞くんですが、27年度当初予定された事業が滞りなく行われておった上での減額ということによろしいでしょうか。

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）説明資料にあります当初の事業費が補助対象としまして2億1,000万を要望しておりました。年度当初から、結果的に配分が約80%ということ、1億6,900万円ということで減額になったという関連にした減額補正としております。事業につきましては、年度当初から、減額となりました約4,100万円につきまして、地区の推進について工程を先延ばししたり、調査を分割したりということで、27年度、もう、今3月入りしましたが、調査のほうはおおむね計画どおりに完了させるところで進んでおります。

○議長（村上 正広君）157ページから160ページ、教育課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）次に、161ページから165ページ、地方創生事業についての質疑を許します。

7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）まず、一番最初にあります林業の6次化に向けた協議会運営費が計上されておりますけども、これの具体的中身について詳しく説明をいただきたいと思っております。

○議長（村上 正広君）木下企画課長。

○企画課長（木下 順久君）加速化分の企画課分の最初の企画一般管理事務に計上しております、林業の6次産業化に向けた協議会運営費という部分でございます。額面にして200万の委託費を計上させていただいております。こちらにつきましては、具体的な動きとしましては、今現在、福栄小学校の旧校舎を使って、木工芸品、家具あたりをつくってくださる方を今、募集をして、これから現実的な動きに移ってまいりたいというふうに思っておりますけども、町の総合戦略のほうにも項目上げをしております、いわゆる林業の6次産業化、木材を使った新たな商品、道の駅で売る商品、また、その他で流通させていく商品というのを開発をしたいということ、今、考えております。その中で、今回の福栄の動きを足がかりとしながら、今後、やはりしっかりした組織でこの6次産業化に向かっていくという体制をつくってまいりたいというふうに思っております。そういった意味

で、今後こういった商品の開発であるとか、どういうブランド化をしていくのか、それから道の駅を初め、その他どういふところに販路が見出せるのかということも議論するとういことを出していきたいというふうに思っております。

協議会の想定メンバーとして、今回、福栄でお声がけを、募集をしました木工芸に興味のある方、また、今後全国にもこういった情報を流して、そういった木工作家の方あたりを呼び込む仕組みもつくりたいと思っておりますけれども、そういった方々、それから林業関係者でありますとか、こういった商品の流通をされる方、あるいは文房具のメーカーの方、そういった幅広い企業関係者にも参加をいただきながら、今後のこの6次産業化の方向性を見出していきたいというところで、体制化をしたいということも思っております。

現在、委託先といたしまして、こういったところのアドバイスをいただける先として、例えば一般社団法人木づかいビジネス協議会というふうなところもございまして、木を使ったさまざまな産業化をアドバイスをしてくださるようなところもございまして、そういったところからいろいろアイデアをいただきながら、協議会をつくって進めていくというふうな考え方をしております。

○議長（村上 正広君）7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）一般財団、社団法人ですか、木づかいの協議会……（「社団法人です」と呼ぶ者あり）一般社団法人ですか。そういうところのアドバイスもいただきながらという言葉もあつたんですが、そこに委託をされるというわけじゃないですよ。委託先が具体的にどうなのか、そして、その委託費200万の積算ですね。例えば事務諸費にどれぐらいとか、人件費にも充当されるものがあるのか、需用費にどれぐらいなのかというところを、根拠を少し説明をいただきたいと思っております。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）木下企画課長。

○企画課長（木下 順久君）委託の中身でございまして、こういった方々が動かれる人件費、報償的なもの、それから旅費、アドバイザー料金というふうなことで、委託先としては、例えばこの木づかいビジネス協議会というのも想定のうちでございまして。

○議長（村上 正広君）7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）まだ中身が余り煮詰まっていらないようなんですけれども、ちょっと総務課長に伺いますけれども、この加速型っていうのは、27年度補正に必ず上げる必要があるということなんでしょうか。それと、補助金には使えないということがあるんでしょうか。

○議長（村上 正広君）高見総務課長。

○総務課長（高見 正司君）国のほうの計画には、27年度のうちに計画を上げて、それを国が採択するというスケジュールになっておりますので、今年度の事業として国に認定を受け、そして予算化をして、予算を執行については繰り越しということになります。

ちょっと補助金が見えるかどうか、補助金として執行できるかについては、ちょっと専門監のほうから。

○議長（村上 正広君）山中専門監。

○地方創生専門監（山中 慎一君）今回の加速化交付金ですけれども、いわゆる個人に対する特定給付などを含めて、補助金は一切使えないという整理になっております。

○議長（村上 正広君）7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）この協議会を含めて、委託事業がいっぱい計画をされておるわけですが、本当に国の方針というか、制度上、補正予算に計上しなければならぬということ、非常に短い期間で編成をされ、考えられたことなんでしょうか。あした採決の日程になっておまして、非常に中身が明確でない予算ということになるわけですが、例えばこの協議会、社団法人に委託をされるということでもありませんけれども、具体的な事業推進の管理、これらあたりについてもどういふふうにご覧いただけますか。

○議長（村上 正広君）木下企画課長。

○企画課長（木下 順久君）事業推進管理につきましては、予算要求をしました企画課が主体的になってまいりますけれども、午前中の山中専門監からの説明もありましたように、この加速型の交付金の要件としまして、政策連携というのがございます。当然、林業という部分では6次産業化でありますので、この案件につきましては、企画課と農林課で連携をとって運営体制を進めていくというふうにご覧しております。

○議長（村上 正広君）以上で、平成27年日南町一般会計補正予算について、質疑漏れがあればこれを許します。全体でよろしゅうございます。

日南町第2回定例28年3月2日

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）以上で、議案第26号の質疑を終わります。

次に、166ページから169ページ、議案第27号、平成27年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）次に、170ページから171ページ、議案第28号、平成27年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）次に、172ページから173ページ、議案第29号、平成27年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）次に、174ページから177ページ、議案第30号、平成27年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）次に、178ページ、議案第31号、平成27年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）次に、179ページ、議案第32号、平成27年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）次に、180ページ、議案第33号、平成27年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）以上で、補正予算関係8議案の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第26号から議案第33号までの補正予算関係8議案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第33号までの8議案は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第36 議案第34号 から 日程第44 議案第42号

○議長（村上 正広君）次からはペーパー資料となります。

日程第36、議案第34号、平成28年度日南町一般会計予算、日程第37、議案第35号、平成28年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第38、議案第36号、平成28年度日南町簡易水道事業特別会計予算、日程第39、議案第37号、平成28年度日南町農業集落排水事業特別会計予算、日程第40、議案第38号、平成28年度日南町介護保険特別会計予算、日程第41、議案第39号、平成28年度日南町介護サービス事業特別会計予算、日程第42、議案第40号、平成28年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第43、議案第41号、平成28年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第44、議案第42号、平成28年度日南町病院事業会計予算、以上、予算関係9議案を一括議題といたします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第34号、平成28年度日南町一般会計予算。歳入歳出予算でございます。歳入歳出それぞれ64億1,430万3,000円と定めるものでございます。債務負担行為につきましては、第2表の債務負担行為表によるものでございます。また、地方債につきましては、第3表の地方債によるものでございます。第4条では、一時借入金、最高額は120億と定めるものでございます。流用につきましては、第5条で定めております。また、詳しくは28年度の当初予算の附属資料で説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第35号、平成28年度日南町国民健康保険特別会計でございます。歳入歳出予算それぞれ8億350万4,000円と定めるものでございます。一時借入金は4,000万円でございます。流用につきましては、款内で行うということでございます。これにつきましても、平成28年度当初予算説明資料で詳しく述べさせていただきますと思っております。

日南町第2回定例28年3月2日

続きまして、議案番号第36号、平成28年度日南町簡易水道事業特別会計予算でございます。歳入歳出それぞれ3億1万2,000円と定めるものでございます。地方債につきましても、第2表、地方債によるものでございます。これにつきましても、附属資料で説明をさせていただきます。

続きまして、議案第37号、平成28年度日南町農業集落排水事業特別会計予算でございます。歳入歳出それぞれ1億9,584万4,000円とするものでございます。地方債につきましても、第2表により地方債を借り入れるものでございます。これにつきましても、附属資料で後刻説明させます。

続きまして、議案第38号、平成28年度日南町介護保険特別会計予算でございます。歳入歳出それぞれ10億6,000万2,000円とするものでございます。一時借入金につきましても、4,000万円とするものでございます。歳入歳出の流用につきましても、款内での流用のみということをお願いをしたいと思います。これにつきましても、附属資料で説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第39号、平成28年度日南町介護サービス事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算をそれぞれ1億4,100万5,000円と定めるものでございます。地方債につきましても、第2表の地方債により借り入れ等を行うものでございます。これにつきましても、後刻説明させます。

続きまして、議案第40号、平成28年度日南町後期高齢者医療特別会計予算でございます。歳入歳出それぞれ9,312万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案番号41号、平成28年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算はそれぞれ、今回、多分なかなか発電が再開できないというふうな思われまので、少額であります。190万1,000円と定めるものでございます。

続きまして、議案第42号、平成28年度日南病院事業会計予算でございます。業務の予定量でございますけれども、病床数は99床、年間患者数を、入院2万2,100人、外来を2万8,402人、1日平均の患者数を、入院が65.1人、外来が116人で計画をしております。詳しくは事業管理者等から説明させていただきますので、よろしく審議を賜りますようお願いいたします。

○議長(村上正広君) 中村副町長。

○副町長(中村英明君) 失礼します。私のほうから、新年度予算に係る参考資料という資料があるというふうな思っておりますので、その資料のほうで簡単に御説明をさせていただきますというふうな思っています。

なお、説明に当たる前に、若干、皆さん方に御提示した数字よりも、一部訂正して本日の資料としておりますので、大変申しわけありませんでしたけれども、さらなる精査をした段階で、若干の数字の間違いと、それと、もう1点は、基金状況というページがありますが、そのページの基準日を若干取り間違えまして、そういったことで基金状況のページにつきましても、1ページ全体の数字を変えておりますので、そういったもので変えた後の資料を本日お渡ししていると思っておりますので、本日の配付した資料のほうで、紙ベースで説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、施政方針とかの述べてる部分もあります、重なる部分もありますけれども、全体的には簡潔に御説明をさせていただきますながら、特に性質別、目的別等を中心にお話しをさせていただきますことをお許しいただきたいというふうな思っております。

最初にはぐっていただきまして、1ページ目ですが、平成28年度日南町当初予算の概要というところで、るる文章化させていただいております。本町の平成28年度予算編成は、町長2期目の目標として掲げる、町民が住んでよかったと言える、実感できる、誇りを持てるまちづくりを基本理念として、地方創生元年、まち・ひと・しごと創生を施策の柱として、また、4月22日オープンの道の駅、にちなみ日野川の郷を拠点とした中心地域整備構想、日南町版コンパクトビレッジ構想実現に向け、地場産業の振興や高齢者と若者の交流及び町内外の交流促進に向けた取り組みができるよう作業を進めてきました。

そして、政策的事業の緊急性や必要性を勘案し、それにより必要となる一般財源を確保した結果、平成28年度一般会計当初予算額は64億1,400万円、前年度比、マイナスにはなりますが、15.5%、11億7,400万円の減という予算にしております。そのうち、投資的経費の普通建設事業費であります。12億6,600万円と、42%の減の予算計上しております。御承知のとおり、27年度におきましても大きな工事をしております。総合文化センターの改修でありますとか道の駅の関連事業もありません。総て、そういったところが27年度で終了したということでの減額というふうな思っていた

日南町第2回定例28年3月2日

だくといというふうに思っております。

歳入のそれぞれの項目を記載しておりますが、ちょっと内容的には後段のほうでまた同じような数字を記載しておりますので、そちらのほうで詳細には説明したいというふうに思いますが、何点かちょっと説明を前段でさせていただきたいというふうに思います。

歳入のほうですが、町税ですが、町民税のうちの個人町民税の減収は見込んでおりますが、法人町民税のほうが増収を見込んでおりますとともに、固定資産税のほうも大規模小売店の出店等によって増加を見込んでおりますして、町税全体にはなりますが、対前年度比の1.6%の増の4億4,000万を計上させていただいております。

なお、中心となる地方交付税に関連する内容であります。御承知のとおり、平成27年の国勢調査の速報値が出ております。1,933世帯の4,764人がという数字が出ておりますので、その数字をこれから機軸に交付税についての算定がなされますので、そういうこと、それと、個別の交付税の算定方法に係る個別の算定経費がありますが、そういう単位費用が減額を見込んでおります。また、公債費の実績算入額の減ということも見込んでおりますけれども、プラス要因として、地方財政計画に計画されております重点課題対応分の創設だとか、まち・ひと・しごとの創生事業費に対応した人口減少等特別対策事業費の別枠の加算が確認できていることがありまして、最終的にですけれども、前年度と同額の30億円というものを計上させていただいてるという内容になっております。

また、国、県につきましては、後段のほうでお話をさせていただきたいというふうに思っております。

町債のほうですけれども、臨時財政対策債を含めて総額8億5,800万を見込んでおりますが、金額につきましては、約51%の減額という数字になっております。理由としましては、先ほど申しましたけれども、大きな事業等が減るということでの内容であります。ただ、本年も引き続き、大きな事業ではありませんけれども、交付税の算入率が高い過疎対策事業債及び過疎地域自立促進特別事業債、いわゆる過疎のソフト事業であります。そういった事業債を積極的に活用していきたいというふうに思っております。

最終的に、一番下段であります。前年度の事業執行経費の見込みから、繰越金を3,000万計上させていただいております。また、さらに財源不足として、2ページ目に入ります。財政調整基金のほうから1,500万を繰り入れた予算とさせていただいてるという内容になっております。

以下、歳出につきましては、後段でまたお話しさせていただきますので、少し飛ばさせていただきますというふうに思っております。

次のページの3ページに移っていただきたいと思っております。28年度の日南町の会計別予算総額一覧ということで、一般会計から特別会計、病院会計までですが、の合計額を数字を上げております。昨年度27年度が116億8,537万5,000円、今年度が102億8,316万7,000円ということで12%の減という内容にしております。ごらんいただきますと、ほとんどの会計が対前年度マイナスの予算としておるところであります。簡易水道特別会計のみが、若干ですけれども、4万2,000円のプラスですけれども、全ての会計がマイナスの予定の予算とさせていただいておるところであります。

続きまして、4ページですが、4ページ以降がそれぞれ歳入歳出につきまして、一般会計であります。内訳的な資料とさせていただいております。なお、27年度につきましては、当初予算ベース、あるいは今回の3月の補正後の数字と、両方上げさせていただいておりますので、御参考にしていただければというふうに思っております。

若干ですが、説明したいと思っております。最初に、1番目に町税が上がっております。先ほど申し上げましたが、今年度は4億4,000万を見込んでおまして、対前年の当初比ですけれども、713万4,000円の増を見込んでおるところであります。

地方交付税につきましては、昨年度と同様の30億を見込んでおります。全体の構成比率からいきますと、46.9%の構成比率になっております。

それから、4番目の町債ですが、本年度は8億5,815万1,000円の予算とさせていただいておまして、昨年の当初からいきますと、約9億900万円の減額ということになります。

その他につきましてはいろいろありますが、特に申し上げたいといひますのは、10番目の国庫支出金、5億100万ということで、約1,200万の増ということで2.6%の増を見込んでおりますし、県支出金も9億3,700万ですが、ここは1億8,000万の減額になっておりますが、9億3,000万等を見込んでおります。

最後のほうに自主財源というふうに書いてる項目があると思っておりますが、自主財源ですけ

れども、昨年度が10億5,400万ですが、今年度は9億5,600万ということで、全体の構成比率からいけますと14.9%ということの構成割合になっております。昨年かからいけますと、9,800万円の減額ということにしております。

続きまして、はぐっていただきまして5ページ目です。5ページ目は、一般会計の歳出の目的別というところでの整理の表であります。こども項目につきましては、それぞれ議の会費から予備費までありますけれども、12項目ありますけれども、特に説明はしません。が、目的別ということでもありますので、本年度の構成比の欄を見ていただきたいというふうに思いませんが、全体的にはやはり、予算額からいけますと農林水産業費が一番高い数字ということ、13億3,855万6,000円ということ、20.9ポイントということ、20.9ポイントということ、その次が民生費です、18.7%ということ、11億9,600万余りの予算とさせていただいております。その次、同じような割合ですが、18.3%ということ、衛生費、11億7,500万ということ、あと総務費が12.3%。それと、11番目の公債費は6億4,700万ということ、全体の構成からいけますと約1割の10.1%という割合になっているところでもあります。

続きまして、6ページ目の歳出の性質別を載せております。これにつきましては特に説明をしますが、特に人件費と公債費をちょっと説明させていただきますが、人件費につきましましては、本年度は8億2,000万ということ、対前年でいけますと2,900万の増額になっております。後段のほうで給与費明細のところがありますので、そこで詳しく説明しますが、基本的には新規採用の予定をしておりますので、その増というふうな御理解をいただきたいと思っております。公債費は、先ほど言いましたように6億4,000万近くということ、昨年の当初から申し上げると1億2,600万の減額ということになっております。

それと、この表の下をごらんいただきたいと思っておりますが、義務的経費と投資的経費ということの欄があると思っております、合計の下欄ですね。義務的経費ということ、本年度は18億6,200万ということ、29%の構成比であります。義務的経費でありますので、人件費だとか公債費だとか扶助費というところが内容になっておるところであります。それから、投資的経費であります、本年度は12億7,600万ということ、昨年度対比からいけますと9億1,700万の減額であります。内容的には、普通建設事業費と災害復旧、その内容であります。

次に、ちょっと飛ばさせていただきます、9ページごらんいただきたいと思っております。個別には全体を申し上げるのでなくて、今回は一般会計の中の歳入の区分別の内訳の説明書が入ったものですので、という表ですので、ごらんいただきたいと思っておりますが、基本的に本年度の増額的な内容を、あるいは特徴的なものを御説明させていただきたいというふうに思っております。

最初に町税ですけれども、町税の個人税、法人税、固定資産税、たばこ税というふうに4つの項目がありますが、ことしは町民税の中の法人税、固定資産税、たばこ税を、若干ですが、数字的には大きくありませんが、増の見込みをさせていただいてるところであります。

飛んで、分担金・負担金、使用料・手数料の区分ですが、保育料という、一番上があります。本年度はゼロということ、施政方針にもありましたように、保育料無償化に取り組むためのということで、収入のほうはゼロという記載をさせていただいてるところであります。

国庫支出金ですが、真ん中のほうに臨時福祉給付金というふうにあります。本年度4,886万3,000円ということ、本年度は臨時福祉の給付金事業がありますので、その増額を見込んでるところであります。また、道路改良の事業費補助ということ、2億4,000万円を予算化しております。社会資本整備総合交付金等の若干の増額を見込んでるところであります。

続きまして、県支出金ですが、真ん中のほうであります、多面的機能支払いということ、前年度からいけますと約1,000万の増額を見込んだ7,918万5,000円を予定しております。対象者の増ということの内容であります。また、1つ飛びまして、美しい森づくり基盤整備ということ、ここが6,000万近くが増額となっております。基盤整備事業がふえるということでもあります。それと、竹林整備事業ということ、150万ですが、皆増ということにしております。竹林の整備を行いたいという予定であります。なお、参議院議員の選挙が本年7月に予定されておりますので、その経費1,169万8,000円を計上させていただいてるところであります。

ということで、あと、一番下の町債ですけれども、減額も大きいんですが、過疎債のソ

フトにつきましては、4,000万近くの増額を見込んでおるところであります。内容的には、書いてありますが、ICTデジタル教育推進事業等の事業の皆増ということの内容であります。

続きまして、10ページですが、歳出の部分ですが、目的別が書いてありますが、同じく、次の11ページ見ていただきたいと思いますが、同じ歳出の内容ではありませんが、性質別というところがありますので、そのこのほうの資料で御説明をさせていただきたいと思っております。いわゆる増加要因と減少要因、それぞれ載せておられますので、対比がしやすいかなということ、この表をごらんいただきたいというふうに思っておりますので、るるは説明しませんけれども、目的別あるいは性質別の歳出内容を設けておられますので、ごらんいただければというふうに思っております。

説明のほうは、次の12ページに行かせていただきます。給与費の一覧を載せておられます。特別職と一般職、あるいは、下のほうは病院のほうの職員の人数、あるいは職員給与費の額を載せておるところであります。特別職につきましては、基本的には人員数は、三役あるいは議員は変わりませんが、金額のほうは若干下がっております。共済費の減というふうに書いておられますが、いわゆる共済費の基礎となる数字の捉え方が変わってきておる関係があって、いわゆる標準給与制の数字を適用してらるるということに変わったために減額になっております。

それと、その他の区分があつとりますが、527という数字が、大きな数字が載せておられますが、このその他の区分には、選挙に係る、皆さん方にお世話になる方の数字だとか、国勢調査等のお願ひしとる皆さんの数字が入っておりますので、前年度はそういった意味で少し大きな数字がありますが、本年度は385人ということの予定をさせていただいております。

続きまして、一般職の中の一般会計であります。昨年が82という数字を上げておりました。ことしが86、プラス4になっておられますが、先ほど言いましたように、職員の新規採用職員を予定をしておりました。一般行政職2人、保育士が2人ということにしておられます。なお、ちょうどプラス4ですけれども、実質は、昨年度の会計から、どういいますでしょうか、当初の計画からマイナス1という数字が実態的にはあっておられますし、あるいは特別会計のほうも11から10に減っておりますが、減ったのではなくて、減った人数が一般会計のほうに入っておりますので、そういった調整のしておる結果でありますので、御承知いただきたいというふうに思っております。最終的に一般職の合計ですが、昨年度が93人で本年が96人ということでプラス3ということです。金額にいけますと、6億2,366万9,000円ということで1,200万ほどふえるという内容にしております。

続きまして、13ページごらんいただきたいと思っております。13ページにつきましては、交付税の推移、あるいは町債の残高の推移を上げておられますし、それをグラフ化したものですので、ごらんいただきたいというふうに思っておりますし、下段のほうは、普通会計の基金残高の推移と基金別の内容をグラフ化したものですので、ごらんいただければというふうに思っております。交付税あたりは、昨年27年の見込みより若干マイナスですが、これ単位が100万単位ですので、1億3,100万のマイナスというふうにして予定を見込んでおられますし、町債のほうも、逆に町債のほうは2億6,500万円の増額を、28年度につきましては見込んでおるところであります。基金につきましては、27見込みからいきますと、3,700万の減額というところを予定をしておるところであります。

次、14ページ、急ぐようで大変恐縮ですが、基金状況の一覧を載せておるところです。冒頭言いましたように、ちょっと基準日を間違えた関係で、新しいものにしておられますので、左側のほうが27年度末の残高見込み、一番右側のほうが28年度末の残高見込みということで整理をさせていただいてる内容でありますので、ごらんいただければというふうに思っております。基金合計ほど述べさせていただきます。27年度末の残高見込みですが、単位が円ですので、54億6,839万6,193円、以後、利子の積み立て、新規の積み立て、あるいは取り崩しを予定を組んでおりました。最終的には53億6,504万7,193円ということで、マイナスの約1億300万円相当が減の予定を組ませていただいております。

15ページ以降は、普通建設事業等のそれぞれの事業の事業名と、それと事業費、あるいは財源内訳を載せておられますので、説明のほうは省略をさせていただきたいというふうに思っております。

17ページも、過疎債のソフト事業の該当の事業名、事業費等を載せておられますので、

説明のほうは割愛をさせていただきたいと思えます。

以上、簡単であります、新年度予算につきましての概要の説明を終わりたいと思えます。以上です。

○議長（村上 正広君）高見総務課長。

○総務課長（高見 正司君）それでは、28年度の新規事業について、若干紹介させていただきます。予算説明附属資料の終わりのほう、150ページをお開きいただけますでしょうか。これにつきましては、説明内容、そして積算等については、若干大ざっぱに書いてあるという議員の皆さんからの御指摘もありましたが、その詳細につきましては、附属資料のほうにありますので、それは各課のほうから個別で説明はしたいというぐあいに思っておりますので、よろしく願います。

それでは、150ページのほうの移住専任相談員配置事業でございます。こちらにつきましては、情報発信、住宅相談とか、そういう移住後のフォローであるとか、そういうものを行う専任の職員を採用ということで、既にちゃんねる日南等での募集はかけさせていただいた状況ではございます。若干、金額的には237万8,000円ということで、日南町も例に漏れず、自然減はあるものの、移住定住を促進していく、その手だてとしてこの専任職員を確保することによって、その確保に努めるということにしたいというぐあいに考えております。

お隣のページ、151ページでございます。ふるさと納税de同窓会ということで、町長のほうからも説明はありましたけれども、これにつきましては商工費というぐあいにあありますけど、実は財源として、総務課のほうでふるさと納税を充てております。その関係で、歳出予算としてはございませんので、財源だけこちら、形式的に上げさせていただいております。ふるさと納税をした、グループ当たりでしていただくことによって、そこに町内でそういう同窓会をしていただいて、その会場で、あるいはその前後も含めて、日南町の情報発信して、日南町に対する認識を新たにさせていただいたり、もし可能であれば、日南町に帰ってきていただくというようなことも考えてみていただくきっかけになりはしないんじゃないかというぐあいに思っております。県内では、岩美町のほうで27年度から始めておられますが、岩美町の場合はいわゆる業者のほうが絡んで、同窓会も鳥取市内のほうで多いということを知っております。日南町の取り組みでは、日南町の商工会を含めて商工業者の方に関与をしていただいて、日南町で消費していただくということを考えておりますので、ぜひ頑張ってくださいというぐあいに思っております。

続きまして、今度は153ページでございます。町内生き物マップ作成事業、9万3,000円ですけれども、額はちっちゃいですが、これは職員提案の事業でございます。町内に存在する貴重な生態系を、それをデジタル地図化とって、GISにかぶせていくという作業をしながら、電子データとしての日南町生態図鑑を作成して、また広く皆さんに見ていただいて、日南町の生態系の管理ということが一応目的ではありますけれども、やはりこのことを住民の皆さんにも再認識してもらおうということを目指したいというぐあいに思っております。

それから、衛生費あたりはちょっと飛ばさせていただきますけれども、157ページの高齢者の運転免許証の自主返納支援事業と、これも職員提案の事業でございます。事業費は、これ円です、20万円ということで御理解いただきたいというぐあいに思っています。県内、高齢者による交通事故が、運転途中、あるいは歩行者としても、歩行されているときの交通事故が多いということもございまして、なかなか公安委員会のほうでは、免許証の強制的な取り上げもできないという状況でありますので、免許証をぜひ返納していただくことによって、1人1万円のタクシー券を出さしていただくことではございませぬが、これをきっかけに家族も一緒になって、高齢の方に免許証の自主返納を促していくということも交通安全の大事な一環ではないかということをおもっておりますので、これも広くPRしていきたいというぐあいに思っております。

続きまして、159ページの、失礼しました、この金額ですけれども、これも182万2,000円という壮大な設置事業ですので、これ円でございます。違いますか。（発言する者あり）失礼しました。済みません、差しかえ分が戻っております。これ、1,000円単位で間違いありません。間違いありません、1,000円単位です。

続きまして、160ページをお開きください。日南町産米の検査料の支援事業です。これにつきましては、補助金として660万円を計上しております。農産物の検査に係る検査料が大体1袋54円ということで、全額助成をさせていただくものでございます。これによって取引価格の高い安定性を保つということと、ブランド化を一層進めたいというぐあいに考えておるところでございます。

日南町第2回定例28年3月2日

それと、続きまして、163ページでございます。農業のイメージアップ化検討事業ということで、いわゆる農業に対するイメージをもっと明るく、楽しいというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、農業にまつわる、非常にきついかかというイメージ、そういうものを払拭していこうじゃないかということで、農機具メーカーであるとか、作業服あたりにはアパレルメーカーとか、そういう方々にも参画していただいて、日南町の農業のイメージを変えていくということに取り組みをしてみたいというぐあいに思っております。

非常にざっと、簡単ではございますけど、一番最後に166ページには、生山地区における定住住宅の宅地造成事業を計上しております。3,860万ということで、国費であるとか地方債を活用しながら進めていきたいというぐあいに思っております。生山の、どっちかという下手側の、旧JAの倉庫があった場所を、いわゆる解体をして、今、設計を組んでおりますけども、造成後にそれを分譲して、日南町にUIターン促進をさせていただくという取り組みのもので、そのハード的な整備として宅地造成を考えております。

簡単ですけども、以上、新規事業について説明させていただきました。以上です。

○議長（村上 正広君）次に、中曽病院事業管理者。

○病院事業管理者（中曽 森政君）そうしますと、平成28年度日南病院の当初予算案につきまして、病院の予算書のほうで説明させていただきたいと思っております。

最初のページでございますが、予算第3条の収益的収支予算です。予算総額を11億2,497万円とし、前年度予算より503万2,000円の増額予算としています。総収益の対前年度当初予算との比較では、医業収益が1,641万6,000円の増加、医業外収益が96万7,000円の増加、介護サービス収益が1,235万1,000円の減少としております。総費用の内訳は、医業費用が883万1,000円の増加、医業外費用が379万9,000円の減少としています。

次のページの4条予算のほうですが、資本的収支予算についてですが、総収入が1,188万円、総支出が1億4,849万7,000円とし、不足します1億

3,661万7,000円は過年度分留保資金で補填するものです。予算第14条におきまして、重要な資産の取得及び処分を上げておりますが、レントゲン撮影に使用しますデジタルラジオグラフィー一式を上げておるところです。

次のページで、別表、企業債の表において、そのデジタルラジオグラフィー等の器械備品の購入財源として、起債の借入れを計上しておるところでございます。

次に、詳細につきまして、22ページ、予算の見積書により御説明したいと思っております。表の列中、中ほどの比較増減欄をごらんいただきたいと思っておりますが、入院収益が前年度比で2,617万7,000円の増、外来収益が1,065万1,000円の減、2ページめくっていただきまして、療養病棟のほうですが、介護給付費収益が1,171万8,000円の減、予防給付費が116万8,000円の増となっております。

一般会計の繰入金につきましては、前のページに戻りますが、1行目の医業収益に係る他会計負担金8,794万5,000円と、同じページ中ほどの、医業外収益に係る他会計負担金2億726万8,000円を計上しておりますが、合計しますと、前年度と比べて520万3,000円の減少ということで計上しております。

次に、26ページのほうを見ていただきたいと思っております。病院事業費用において、まず、主に給与改定と職員の増による給与費、1,219万7,000円の増額を計上しております。

次のページ以降の経費については、各科目とも本年度実績に基づく推計額を計上しております。償却資産につきましては、本年度購入の機器について計上し、増額となっております。

次に、31ページ以下ですが、資本的収支予算についてです。収入については、機器整備に係る補助金378万円、同じく企業債790万円を計上しました。

支出においては、工事請負費が、本館ボイラー更新に280万8,000円、緊急時分として300万円、備品購入費として、放射線科が使用しますデジタルラジオグラフィー、薬剤科の錠剤分包機の更新、リハビリユニット購入等で、合計2,487万3,000円を計上しました。そのほか、企業債元金償還金1億1,101万6,000円、奨学金並びに支度金の貸付金を680万円計上しておるところでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村上 正広君）以上、提案説明を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号から議案第42号までの9議案は、審議の都合により、本日は提案説明までにとどめたいと思っておりますが、これに御

日南町第2回定例28年3月2日

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第42号までの9議案は、本日は提案説明までにとどめることに決定をいたしました。

○議長（村上 正広君）お諮りいたします。各議案とも熟読していただくため、本日は以上をもって会議を閉じ、散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉じ、散会とすることに決定をいたしました。

つきましては、あす3月3日の本会議は別に通知をいたしませんので、定刻までに御参集いただきますようお願いをいたします。長時間お疲れさまでございました。

午後2時46分散会
